

平成29年第3回御宿町議会定例会

議事日程 (第4号)

平成29年9月19日(火曜日)午前9時30分開議

日程第 1 議案第13号 平成28年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程 会期の延長の件

出席議員 (12名)

1番	瀧口 義雄 君	2番	北村 昭彦 君
3番	堀川 賢治 君	4番	大地 達夫 君
5番	滝口 一浩 君	6番	貝塚 嘉軼 君
7番	伊藤 博明 君	8番	土井 茂夫 君
9番	大野 吉弘 君	10番	石井 芳清 君
11番	高橋 金幹 君	12番	小川 征 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石田 義廣 君	副町長	横山 尚典 君
教育長	浅野 祥雄 君	総務課長	大竹 伸弘 君
企画財政課長	田邊 義博 君	産業観光課長	吉野 信次 君
教育課長	金井 亜紀子 君	建設環境課長	殿岡 豊 君
税務住民課長	齋藤 浩 君	保健福祉課長	埋田 禎久 君
会計室長	岩瀬 晴美 君	代表監査委員	綱島 勝 君

事務局職員出席者

事務局長 渡辺晴久君 主 事 鶴岡弓子君

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さんおはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12名です。

よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島勝代表監査委員に出席いただきました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

ここで、田邊企画財政課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成29年9月14日、議案第2号 御宿駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についての審議中、瀧口義雄議員の質問に対し、当該土地の購入費について、金額に誤りがございました。正しくは1億1,367万9,000円で、平成8年度から平成17年度の債務負担行為により取得したものです。購入費に2,816万円の利子加わり、総額で1億4,192万9,000円でございます。おわびを申し上げまして訂正させていただきます。

（発言する者あり）

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 1,540平米でございます。

（午前 9時57分）

◎議案第13号の質疑

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第13号 平成28年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案につきましては、14日に田邊企画財政課長より議案の説明、及び綱島代表監査委員から監査報告がありましたので、直ちに質疑に入ります。

これより質疑に入ります。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

綱島監査におかれましては、連日ご苦労さまでございます。よろしく申し上げます。

それでは、二、三質問させていただきます。

まずは、ページ、決算概要の20で、町債についてということと、あとは決算書の127ページ、実質収支に関する調書、これについてお聞きしたいと思います。

まずは、町債についての事業内容、利率、償還、償還時の区分別の総額ですね。事業別の。それと、臨時財政対策債という、このことについてまず説明を願いたいと思います。これはどういうものかと。ど素人でよくわかりませんので、まず説明していただきたいと思います。

まず最初に、御宿町の自主財源、国の交付金、国からの支援金ですね。交付金、補助金等、町の交付金に関して。予算総額との構成比率を聞きたいと思うんですけども、今まではたしか図表が自主財源とか載っていたんですが、今年から載っていないので、計算できないもので、ぜひそれは3つに分けて説明していただければと思います。

そういう中で、実質収支1億4,461万6,250円の黒字決算。それで29年度、今年に937万円繰り越すと。予算が1億円という形の単年度収支は7,659万円のマイナスと。しかし私たちはみんな了解していますので、大変よかったと思うのは、こども園の建設事業ですね。5億3,184万円かかっておりますけれども、これは長い間かけて皆さん英知を結集して、大変すばらしいこども園ができたと思っております。

そういう中で、28年度はこども園建設事業費、事業債ですね、3億4,420万円。こども園に関しては竣工までの利息を含めた総事業費、償還の最終年度、以前に全体の事業費は埋田課長から聞いております。でも起債部分がついておりませんでしたので、全体で今言われたことをお聞きしたいと思います。

それと、防災施設設備事業債490万円、これは防災無線のデジタル化の一環で、まだ途中だという認識は持っております。完成年度、総事業費の予定ですね。運用について。これは今ここで聞いてもせんない話ですから、後日、担当は総務委員会ですから、ご報告願えればと。それはそれで結構ですから、ここでやってもしょうがないです。

先ほど財政課長にお願いしましたけれども、臨時財政対策債1億3,418万円、これについて

と先ほどのものをご説明願えればと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 臨時財政対策債でございますが、こちらは地方交付税で通常でしたら措置される部分につきまして、国のほうにその財源がないということで、一旦地方に起債ということで借金を起こさせて、後年度にその部分を交付税として返していただけるというような制度でございます。

すみません、依存財源と自主財源の件ですけれども、これは少しお時間をいただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 時間をくれということなので、別の質問に入ります。

じゃ、このこども園に関して、工事全部終わっておりますけれども、どちらが答えるんですか。財政でこちらですね。

事業費じゃなくて利率を含めて、償還を含めて、何年で全部終わるかという、工費費については埋田課長から丁寧な説明がありまして、議会だよりに載っておりますけれども、ただじゃなくて利率がついている、利息がつくやつですから、それで償還でどのくらいしていくかと。担当課長。

議長、無理だから。

○議長（大地達夫君） 大丈夫ですか。

少々お待ちください。

○1番（瀧口義雄君） 少々で済むのか。

議長、3回と言わないで。

○議長（大地達夫君） 言わない。これは3回ではありませんよ。

○1番（瀧口義雄君） そうしましたら、それはちょっと脇に置いておいて、これはどこのあれでもそうなんですけれども、起債、借金は必要最低限であるというのは、私たち一般家庭でもそうだし、借金を上乗せして生活費に使っちゃうのはよくないということは、よくわかっております。

財政規律にそういうことをやったら問題が生じてくると。こども園の積み立ては基金を積んで計画的にやって、大変いい形でできたと、それは思っております。そういう中で、歳入総額は43万5,058円何がしですよ。町債分が事業費含めて、いろんな起債がありますけれども、6億658万円、差し引きこの町債分を引けば37億4,400万円ですよ。ここにこの計画した事業

費を充てるという中で、不足が生じてくるから約6億円、起債を設けたと。実質的には4億5,000万円の赤字決算だと思います。工事費が一般財源で賄えないと、だから有利な起債という形で町債を起こしたということはわかっておりますけれども、そういう中で町債分4億5,259万円、これを起債すれば収支はゼロで済むわけですよ。

そういう中で、1億5,400万円、これは借り入れオーバーではないかと。それだけで最終決算なんですけれども、1億5,400万円、これがちょうど臨時財政対策債ですよ。この分が借り入れオーバーなんです。というのは、予算上どうしても繰越金と生活費が必要だということで、これは借金という形で出てきているわけで、これは借金というよりは地方交付税で返ると、いつ返るかわからない状態の交付税、これは利率とかそういうのはどうなっているのかという説明はなかったけれども。結局これはどこから借り入れてきて、利率がどうなって、償還はなくて、国から交付税として算入と、ごちゃ混ぜに来ると。確かなものはない。

私の言いたいことは、先ほどの約4億円町債があれば、収支決算はゼロになるわけですよ。28年度分の支払いが。ところが1億4,000万円ですか、臨時財政対策、1億4,000万円ぐらいですか。1億3,418万円か。この分が余分ではないかと。要するにこれが私たちでいう、生活費に充てられたと。余分な借り入れだと。これがどこでどう返ってくるか、どこからどう借りたのか、交付税でいつ算入されるかも全く不明の中で、国でもこういうやり方、地方自治体どこでもこういうやり方をしていますけれども、実質的な黒字ではなくて赤字ではないでしょうか。帳簿面は黒字になっていますけれども。

今年の生活費も1億4,000万円、地方財政対策債で入っていますけれども、だから黒字、黒字と言っていますけれども、借金して黒字なんです。だから実質的な赤字ではないのでしょうか。一種のマネーロンダリングと同じような手法だという認識を持っています。これは地方自治体、国もこういうやり方ですけれども、そういう適正で認められております。1億4,461万円、この黒字決算は、担当課長が大変苦しい中で鉛筆をなめたと言えれば聞こえがいいんですけども、大変トリッキーな話じゃないかなと。

起債限度額も承知しておりますけれども、町債を起こせば毎年黒字決算になっています。繰越金も捻出できます。自主財源を見れば一目瞭然なんですけれども、この町債、特に臨時財政対策債の運用については、今後の対応を聞きたいと思っていますし、特に今年は、28年度こども園の建設がありましたけれども、大変予算がオーバーしたのは理解していますけれども、普通一般社会では、前にも申しましたけれども、僕らが、はっきり言って普通の生活をしている人が新築とか家を買うときは大変節制しますよ。ベンツ買ったり海外旅行に行ったり、ふうて

んはやらんですよ。そういうものが落ちつくまで必要最低限の支出でありますよ。これが43億円なんて過剰な支出はないんですよ。普通33億円ぐらいで御宿は。今年は、28年度ですね、そういう保育園の建設があるから、これ皆さん認めているとおり、議会も誰も反対ありません。

という中で、それでしたら43億円までは上らないわけですよ。必要なものもわかりますよ。へ理屈つけりゃ何でもつけられますけれども、こういう時期は最低必要限度の予算であるべきではなかったのかなど。これは私の感想でございます。

そういう中で、先ほどの質問もありますけれども、29年度に繰り越し、水道企業団出資事業債620万円、公立学校施設災害復旧事業債230万円、これは29年度の予算のどこに載っていて、どういう形でこうなったのか。まとめてゆっくりやってください。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 失礼いたしました。

こども園の起債でございますが、平成25年に1,350万円、これは5年償還でございます。利率が0.14%、これにつきましては交付税算入率が70%です。平成28年度に、こちらも緊急防災減災事業債ということで3億1,710万円、起債を起こしまして、20年償還で利率は0.4%、こちらも交付税算入率は70%でございます。

あと、社会福祉施設整備事業債、これは6,020万円起債しておりまして、こちらの……

（「課長、抜けているよ、総額で幾らになるのか」と呼ぶ者あり）

○企画財政課長（田邊義博君） 起債の総額でございますが、3億9,080万円です。

内訳ですね、先ほどのとおりで、最後の社福債が20年償還で利率が4%ということでございます。

起債については以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） この概要の20ページの町債の状況ですね。これに今のような状態でどういう事業、内容、利率、償還年月日。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 上から申し上げまして、公共事業等債、こちらの中山間地域総合整備事業、こちらに610万円、道路橋梁整備事業、これは文教橋橋梁点検等、こちらが1,070万円、その下の災害復旧事業債70万円でございますが、これは災害復旧事業ということで70万円、その下にいきまして……

（発言する者あり）

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 申しわけないですね。1回で済めばいいと思っていますから。

利率と償還と総額と。だってそれは借金するのに幾ら借金して、幾らになるのかというのは、借金するときは当たり前の話ですから。それが一番肝心なものが抜けているんです。もう少し言えば、どこからの借り入れかと。政府なのか、県なのか、あるいは市中銀行なのか。

事業内容別にみんななっていますけれども、そういうことで再度。二度手間になりますから。

○議長（大地達夫君） 数字算出に時間がかかるということで、暫時休憩します。

（午前10時17分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時52分）

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 貴重な時間をいただきまして申しわけございませんでした。

今年度、28年度中の発行した起債についての詳細につきましては、後日書面で提出させていただきます。

また、自主財源、依存財源でございますが、パーセンテージでいきますと、自主財源が43.05、依存財源が56.95%ということでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

1点抜けておりましたのは、繰り越したものについては、これも後日で、じゃそれも一緒にまとめてだんごにしてください。

じゃ、次に移ります。

41ページ、総務費、一般管理費の報酬、給料、手当、共済で、今働き方改革という形で、要するに企業の過労死とか過剰な残業という形の中で、これは民間企業の話ですけれども、そういう形で働き方改革関連法案が、本来なら28日以降の国会で出る予定でしたんですけれども、こういう状態になったんで、それは消えてしまいましたけれども、御宿町は働き方改革というよりは、働く場所、雇用の場所、新たな仕事の場所がつかれない、これ以前の問題だと思っております。

そういう中で、各課別に聞いてもいいんですけれども、時間の関係上、まとめて代表で答弁

していただければと思っています。

まずは、この28年度末の職員数ですね。任期つき職員、臨時職員の数。それと28年度の新規採用数、また、入る人がいれば出る人がいると思いますけれども、退職者数ですね。それと、それに続けて臨時職員ですね、賃金。職種によって違いましょうけれども、手当、社会保障等、全体の支払いでどのくらいになるのか。臨時職員には残業という時間外というのは禁止されているのか、あるのかということですね。

続けていっちゃっていいですか。総務課長、まとめていっちゃっていいですか。1回とめますか。

じゃ、もう一点だけ、職員の有給休暇の状況ですね。消化率、最高で、最低で、平均でどのくらいか。また、休日勤務手当と代休処理についてですね。休日出勤の状況、実態ですね。手当で処理なのか、代休処理なのか。各課の休日出勤の状況ですね。観光課なんかは、夏は大変忙しいと思うんですよね。そういうのを含めて、とりあえず。

じゃ、もう一つ続けて、時間外手当、支払総額と各課で時間外勤務状況ですね。タイムカードがないのは公務員ぐらいだと思っています。そういう中で、どのような基準で残業時間を算定するのか。先ほど説明は受けていますけれども、大変夜遅くまで職員は、赤々について大変ご苦労さまと思っています。町の仕事について本当に熱心にやっているから残業だという認識であります。課長の申告と課長の裁量、個人の があるのかという中で、書面という話も聞いておりますから、その辺を含めて、とりあえずここまで。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 順にお答えをさせていただきます。

まず、28年度の職員数でよろしいですか。

28年度の職員数につきましては、95名でございます。任期つきについては、28年度につきましてはそのうち2名でございます。

27年度末での退職……

（発言する者あり）

○総務課長（大竹伸弘君） 臨時職員の数につきましては、期間があるものとか、夕方とかだけとかいうもの、そういう方々を除きますとおおむね60名程度というふうになります。

28年度末の退職者数につきましては……、よろしいですか。

28年度の採用につきましては、4名を採用しております。それで、28年度末までの退職者につきましても4名ということでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 次は、臨時職員の賃金ですね。職種の違いとか手当とか社会保障、全体の支払総額はどのくらいかと。臨時職員には残業とか、要するに時間外をやっていいのか、禁止されているのか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 臨時職員さんにつきましては、賃金の総額は9,000万円程度となっております。時間外等については状況に応じてお願いをすることはございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 職種で賃金が違うのかというのと、手当と社会保障です。その9,000万円の中に社会保障が入っているのかどうか。入っていなかったら手当と社会保障があるのかどうか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） こちらにつきましては、賃金のみを集計ということで、社会保障の額は、すみません、ちょっと今手元に資料を持ってございません。

それから、職種によって臨時さんにつきましては賃金が違っております。

一般事務の方でいいますと、現在6,700円。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

6,700円事務の方、じゃ一番高い人は幾らだと。それから社会保障の件は後日で結構です。手当もわからないみたいですから後日で結構です。

賃金は今聞きたいと思うんですけども、あとは職員の有給、消化率云々、あと時間外をどうやって処理していくのか。残業手当はどのくらいかという。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 職員の時間外につきましては、本人の申請と申しますか、本人が書面上で起こして各課での課長が命令を出し、それに基づいて勤務をいただくということになっております。

時間外の総額ですか。――28年度の時間外手当と休日勤務手当の総額につきましては1,392万3,884円というような金額でございます。

（発言する者あり）

○総務課長（大竹伸弘君） 年間で勤務いただく中で、一番高いのは、現在保育士さんが28年

度の賃金ですと7,500円、保健師さんは1万円でございます。一番高い方でいいますと、シーズンですとホイローダーとかの免許をお持ちの方は1万2,000円とかという形でお支払いしていますが、1万2,000円です。あと実績はありませんが保健師さんとかは1万円という形で、28年度中は払っておりました。

代休といえますか、週休の振りかえというお話になりますが、28年度中におきましては、週休日を勤務日に振りかえて、当初勤務をしない日に勤務命令を受けて働いて、その分を通常の勤務日に振りかえるというような形のものが、4時間単位のものが20日間、それから1日単位のものが26日というような状況でございました。この分につきましては、勤務いただいた分を休んでいただくということで、その同じ時間数を通常の勤務のほうに振りかえて実施をしておるといような部分でございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番。

時間外勤務で、じゃ、どのくらいの時間、要するに、最初に言った働き方改革という中で、例えば総務課長は残業手当つかないんでしょうけれども、年間月、あるいはどのくらいの残業が最高であったのか。ない人はゼロなのかもしれないけれども、じゃ全体で何時間あったのかと。

職員で割るといわけにいかないんですけども、多分税務課なんか申告時期は大変忙しいと思うんですけども、埋田課長のところは通年そういう形で生きている人間相手ですから、大変あると思うんですけども、吉野課長は時期的なものが多分いろいろあると思うんですよ。残業の時間も月によって違うと思うんですけども、そういうものの、当然書類を持っていますからデータはあると思うんですけども。

何でこれを聞いているかという、過剰に忙しいところと事務専門の部署もあるわけですよ。その辺で職員によって過酷なところもあるし、通常勤務のところもあるという中で、大変異常な残業があっては困るし、また職務に対してもなかなか困るということですから、それは今もう一つ続けて質問しちゃいますけれども。

職員定数と臨時職員の採用について、今後の方針をお聞かせいただきたいのと、これは職員適正化計画がございますね、提示されております。また少子化、また高齢化、御宿町人口ビジョン、2020年度で6,200人台と、これは町のデータです。そういう中で財政状況、仕事量、総合的に考えて、この正職と臨時職員のバランスをとっていかなきゃいけないと思うんです。そしてもう一点は、大変有効的な任期つき職員、これは即実践で大変いい対応だと思っております。

す。現在の任期つき職員2名という話なんですけれども、その任期、その処遇ですね。新たな任期つきの職員の採用の予定はあるかと、これは町長なんでしょうけれども。

というのは、福祉でも企画でも観光でも、例えば今国際交流でちょっと問題になっていますけれども、じゃバイリンガルの人々の採用とか、そういう人間は国際交流とうたっているながら、僕は日本語も余りよくわからないんですけれども、当然そういう人が庁舎内にいないこと自体が不思議なんですよね。国際交流を標榜しているんですしたら、当然、英語は常識としても、スペインですよね。その辺が話せる人、任期つき、通訳だけ雇うという話もございます。あるいは翻訳するときだけでもありましようけれども、それを標榜しているんなら、せめてスペイン語、英語ぐらいの、正職じゃなくても、あるいはそういう契約ですね。あるいは神田外語がそういう形、東京外語、そういう形ですけれども、ああいう始末になって疎遠になっております。でしたらそういう契約ができるのかと。できたら観光と企画と、こういうバイリンガルの人を採用してはどうかという、これは採用権者の町長になると思うんですけれども、その辺を、まず総務課長のほうから。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず初めに、有給休暇の状況の答弁が漏れておりました。

有給休暇の取得状況につきましては、平均という数字で今手元に持っております数字が、28年度におきましては9.4日というような状況でございました。こちらにつきましては、27年度と比べますと0.8日増というような状況でございます。

また、4月から10月の間に夏季休暇を5日間というのを付与しておりますが、こちらにつきましても28年度中の取得は4.8日ということで、こちらについても若干ですが取得率等も伸びてきているような状況でございます。

時間外の金額につきましては、先ほど申し上げた数字でございますが、ちょっとこの一番多い時間数、少ない時間数というのは、今手元に持ってございませんので、申しわけありません。

この時間外につきましては、それぞれお話しされたように、課ごとに繁忙期等ありますので、業務の整理はあるというふうには考えておりますけれども、今現在庁舎の中でそれぞれ職員がパソコンを使っておりますけれども、このパソコンの電源の入っている時間というのを、今調べて、これはあくまでも職員がその時間いるという参考としての意味合いですけれども、そういったものを今取り入れておまして、その結果を各課に戻して、実際にそういった勤務の考え方を考え直す機会にさせていただこうということは、今取り組みを始めているところでござい

ます。

職員の定数につきましては、98という先ほどお話をいただいた定員適正化の中では、32年度まで98名ということで考えておりますが、今現在採用のほうはまだ追いついていない。先ほど申しあげました94、95というような職員でやっておるような状況でございます。こちらについては、定数まで、今年度も採用を、募集をしておりますけれども、そうした中で定数に近づけていくというようなことで、定数を満たすということで目標として考えてございます。

また、臨時職員さんにつきましては、現状かなり長く働いていらっしゃる方等もいらっしゃるかと思います。この辺につきましても、例えば本来職員がやるもの、また、本来業者さんをお願いをして、専門性等で委託を考えるようなもの、こうしたものも踏まえながら整理を今後していきたいというふうには考えてございます。

また、任期つき職員さんにつきましては、平成28年度中につきましては2名でございました。今現在、29年度現在はプラスお二人、4人の方を任期つきとして勤務をいただいております。また、今後につきましては、それに適するといえますか、制度に適するような事業等、また職員の状況等を踏まえた中で、こうした制度は積極的に使ってまいりたいというように考えております。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今ご質問ですが、スペイン語や英語を中心とした職員の採用ということでございますが、現在のところ念頭にはございません。しかしながら、いろいろな各種行事がございまして、その行事をしっかりと対応するために、通訳の方の手当て、対応とか、それは当然のことながら考えております。

もう一点は、できましたらぜひ職員の皆さんに、例えばスペイン語の講座とか、研究講座とか、そういうことを形として持って、スペイン語に少しずつ親しむような雰囲気をつくっていくことができると、そんなことを今思っております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口ですけれども、臨時職員には年齢制限があるのでしょうか。それをちょっと。職種によって違うのでしょうか。

それと、こども園が土曜日営業、これ大変いい形で保護者も大変歓迎されておると思います。職員の体制と報酬、賃金、どういう形でローテーションを組んでいくのかと。とりあえずその2点。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、臨時職員さんの募集の年齢でございますが、こちらにつきましてはその業務ごとに、通常の事務職等であれば年齢制限は今設けないで募集をさせていただいております。あと、一定の体力を使う環境ですとか、そういった方々については担当課と相談をしながら、一定の年齢を設けさせていただくことはございます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 土曜日の1日保育についてでございますが、補正予算でも少し申し上げましたが、現在は3人の正職員の保育士で対応しております。シフトを組みまして、土曜日出た方については、ウィークデー1日休むということでやっております。

ただ、土曜日の保育時間が朝7時半から夜の6時半まででございますので、3人のうち2人につきましては、通常勤務時間を超える分について、時間外手当を支給している状況でございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 瀧口です。

そうしますと、正職で3名対応していると。出たら振りかえ休日という形をとっているということで、そうしますと、土曜日出た人は週3日休むこととなりますよね。週休2日制ですから。日曜は皆さん休み。土曜もお休みですと、その土曜に出るとなると週2日は公務員は休日をとるという中で、3人が週3日休まなきゃいけなくなりますよね。それでローテーション組めるんですか。組んでやっているんでしょうけれども。というのは、大変3人の方が、日曜日はともかく、あと週内で2日休んでいるという形になりますよね。今の計算だと。臨時職員の雇用も承知しておりますけれども。園児がいる間に2人、土曜日休んでいる人もいるでしょうけれども、3人が休む時間があって、その辺はどうなんですか。

それと、続けていきたいと思うんですけれども、退職者が4名あったと。退職にも定年退職と寿退社と、今は介護とかいろんな形の退職がございますけれども、わいせつ職員で首になった者もいますけれども、そういう中で、職員の研修ですね。44ページの講師派遣委託34万円、これが職員研修の項目なんですか。どういう研修をしているのか。特に新人、あるいは採用して年数がそんなにたっていない人というような、採用して間もない人の退職がちょっと目につくのではないかなというので、採用されてそんなにたっていない職員の退職はどのくらいあったんですか。

いろんな話の中で実際に僕ら数値的に把握していないんですけれども、採用して数年の間に退職した人は、じゃ何で退職したんだという形、先ほど言いましたように介護とか寿とか、そ

ういう方はいらっしゃると思うんですけども、それにしてもそうじゃないという方も、個人の自由という話になってしまえばそれかもしれないけれども、その辺で職員の研修をどのようにしているのかと。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 先ほど土曜日3人の職員が出勤するという話を申し上げましたが、土曜日出勤した職員につきましては、月曜日から金曜日の間で1日休んでいただくこととなります。それで3人が重なりますと対応が厳しいので、3人が重ならないように何とかやりくりをしてやっております。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹仲弘君） 職員の研修の関係ですが、すみません、今お話をいただきました44ページの部分につきましては、こちらは昨年度に行いました人権の関係、県の委託事業で里崎さんに来ていただいた費用ということでございます。

職員の退職の状況につきましては、昨年度、28年度中には4名の退職がございましたが、1名は定年退職ということでございます。1名につきましては体調の部分によりということで途中で退職をしております。残りの2名につきましては、それぞれ自己都合というような言い方になりますけれども、ほかにやりたい仕事だとかという話をお聞きしている中で退職をしております。

こうした状況を踏まえまして、新入職員については今年度からになりますが、各課と課長と、それから私ども総務課のほうに相談の窓口といいますか、各課にはサポートするような直接仕事でかかわるような担当の職員を、新入職員の担当ということで任命するとともに、課長のほうにも同じようにお話をさせていただいています。あと、課を越えては総務課のほうに窓口を設けまして、何かいろいろ相談があったら来てくださいというような取り組みを始めておるところでございます。

いろいろ新たな環境の中でスタートすることになりますので、こうした近年の傾向も受けまして、こうした取り組みを始めさせていただいたところでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

要するに、研修という形のものはないと。ぜひ、講師とまでは言わないんですけども、そういう形態は大体企業でも、ほかの自治体でもやっておりますので、ぜひそういう形で、相談窓口があるということは、一つの安心でしょうけれども、職員が職員に相談するというのはな

かなか難しい話があるのではないかなど。それは答弁は結構ですけども。

ちょっと一般的な話として、大卒で御宿町に採用されて、二十二、三から二十五、六ですよ。その人たちが町外から来て自宅がない場合、アパート、賃貸住宅ですよ。賃貸住宅の中で光熱水費とか住宅手当がつくのは承知していますけれども、これはどのくらいつくのかという話が1点と、本当に大卒が御宿に来て、簡単に言えば飯食っていけるのかと。

自宅のある皆さんは別として、ない、町外から、あるいは町内でもそうかもしれないけれども、賃貸住宅に入って光熱水費を払って、食費払って、今はやりの携帯も持たなきゃいけない、車も持たなきゃいけない。それはぜいたくだと言えばそれまでかもしれないけれども、果たして今の報酬、給料ですね。それは皆さん承知の中で、実際にその辺に、給料を上げろと言っているわけじゃない、手当てをつけろと言っているわけじゃない。現実には若い人が公務員でさえ私は大変難しいと思うんです。さえというのは、報酬が安定しているという意味ですよ。若者定住云々という話の中で、実際にぴっと考えて生活できますか。これは一般論で申しわけないんですけども。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 一般論というのはあれですね、公務員の初任給等につきましては、国に準じておりまして、そういう額をお支払いしておるものでございます。また、住居手当につきましては、それぞれの個人が借りておる物件にもよりますけれども、一番最大上限は町のほうでは2万7,000円という制度がございます。

あと、基本給のほうは国に準じて同じ形になっておるんですが、それぞれ地域によって、そういう民間の賃金の格差があるという中では、地域手当というものが制度としてはあるんですが、御宿町の場合はそうしたものは支給の対象外地域というようなことになっておりますので、お支払いはしておりません。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口ですけども、私がまだ数が多いもので、一旦これで、ほかの人の質問もありましようから、一旦という形で。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。

決算書の31ページ、歳入の16款財産収入についてお伺いしたいと思います。

決算審査意見書の決算の概要を見ますと、平成28年度における財産収入は、調定額2,880万

7,641円に対し、収入済額は1,965万8,289円で、収入率は68.2%、914万9,352円が収入未済となっております。

参考までに平成27年度と平成26年度の決算書を見ましたところ、平成27年度は、調定額3,303万8,848円に対し、収入済額は2,447万9,981円で、収入率は74.1%、収入未済額は855万8,867円で、平成26年度は調定額2,715万6,789円に対し、収入済額は1,890万9,647円で、収入率は69.6%、824万7,142円が収入未済となっております。実に、2年間で収入未済額が90万2,210円増えており、このまま放っておきますと、収入未済額は二、三年後には1,000万円台になるのではないかと思慮されるところであります。

収入未済額は、町有地貸付収入とのことでありますが、平成28年度末において、未納者は何人いるのか、また、未納となっている原因は何なのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 町有地の貸し付けにつきましては、滞納者が27人でございます。原因といたしましては、納付書を出しても返ってくる居所不明者がおると、あとは支払いがおくれている方が大半でございます。

○議長（大地達夫君） 挙手を願います。

11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。

ただいまの答弁で、居所不明者がいるということでしたけれども、収入される見込みがない、いわゆる不良債権化しているものについては、早目に権利放棄の手続をされたらよいかと思えます。

権利の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号に規定されておりますが、財産収入の権利の放棄は地方税や使用料、分担金などと異なりまして、議会の議決要件となっております。未納者との契約の解除等を含め、一度リセットすることも必要かと思いますので、議会への説明を含め、理解、協力が得られれば、権利の放棄として提案されることも肝要かと思えますけれども、町としてはこの辺どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 一昨年の決算議会でも高橋議員さんにご指摘いただいた件でございまして、その後精査をしている中で、どうしても支払っていただけない物件等ございます。おっしゃいますとおり、税と違いまして、町のほうに自力執行権がございませんので、今後、返済の合意が不成立の場合は、裁判所に支払督促をかけようと、今準備をしているところ

でございます。その支払督促でお支払いいただければ問題ないんですが、そこで裁判所からの督促にも応じない場合には、調停なり訴訟なりということになりまして、そのときになりましたら、訴えの提起ということで、また議会のほうへご議決をいただくようなことになると思います。

また、居所不明、どうしてもいないということになりますと、おっしゃいますとおり不納欠損の処理となりますが、こちら税と対応が異なりますので、また改めて、その理由を付して議会のほうへ議決をいただきたいと思います。この点につきましては、ただいま着手しているところでございますので、時期が来ましたら議会のほうにもご相談させていただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 収入未済額1,000万円台、すぐそこまで来ておりますので、ぜひその辺進めていただきたいと思っております。

それから、次に決算書の128ページ、財産に関する調書についてお伺いしたいと思います。

財産に関する調書については、議論されることも少ないかと思われまので、ちょっと質問させていただきますけれども、平成28年度においては、行政財産、普通財産における土地の決算年度中の増減が余りにも多過ぎるかと思っております。この増減の理由は何なのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 財産調書でございますが、こちら、おっしゃいますとおり地方公会計の統一的基準が示されまして、そちらの支出の財務書類の中に固定資産台帳というのがございます。この整備にあたりまして、町内の公有財産について改めて調査をしたところ、大分差異がございまして、今までの毎年の財産の動き、1年度分を見まして前年度の数字に上げ下げをしていたんですが、かなり差異のあるものがあつたり、あと、捉え方ですね。庁舎でいいますと、その調整池まで庁舎の敷地というような捉え方をしているところもあります。もちろん、取りこぼし等もございましたので、公会計のスタートに際しまして財産台帳を改めて見直させていただいたものでございます。

前年度末の数字を正しいものに変えるという手法もとれないわけではないんですが、決算書の年度年度の整合性がとれなくなってしまうので、今回の差異につきましては、年度中の増減ということで調整させていただきました。

今後は、この一旦調べました財産台帳に基づいて調べていくわけですが、毎年公表も義務づ

けられておりますし、固定資産台帳は公開書類でございます。つまり皆さんがいつでも見られるようなことになっておりますので、また改めて、今後も間違いのないように執行していきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 固定資産台帳をつくるにあたり、調べ直したらこうなったということですが、今回の調査で行政財産が7万202.88平米の増、普通財産では4万6,610.27平米の減、差し引き2万3,592.61平米の面積増になっております。調査の結果面積が増えていたからよかったものの、逆に面積が減っていたら、その原因は何か、調査に大変な労力を費やさなければならなかったかと思えます。

町有財産は言いかえれば町民の財産であり、管理はきちんとなさなければならぬと思えますが、町長のお考えはいかがか、お伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘いただきありがとうございます。

まさにそのとおりでございます。事務対応はしっかりしていきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。

概要のところの17ページ、経常収支比率云々と書いてございます。平成28年度は93.2%、経常経費が一般会計に占める割合が93.2%、それから平成27年が89.7%、かなり経常経費のウェートが高い。これに対して監査報告の意見のところに、経常経費に充当する一般財源と経常一般財源の割合となる経常収支比率は93.2%であり、財政構造の硬直化が懸念される場所であるので、財務指標数値を分析し、健全な財政運用を努められたいと、監査委員の方の意見が出ています。これは、27年度も同じコメントが出ております。

これについて質問をいたしますが、私の手元に「地方自治体の自治体会計改革等決算審議のあり方について」と、ある学者先生のレポートがございます。ここあたり、地方自治体の財政評価、行政評価を今非常に取り上げているところですが、それについて、一部だけご披露したいと思えます。

地方自治体の予算については、自治法の211条で議会の議決を得なければならないと。一方、決算については、自治法の233条に、議会の認定に付さなければならないということで、地方自治法自体が予算重視の制度設計になっている。これに対して、横断的な視点から財政運用を

コントロールするためには、予算はもちろんのこと、決算について十分な分析を行い、次の税制や予算に結びつけていくことが、財政自身の財政の本質であると。

予算が決算に比べて重視される背景には、いわゆる地方自治の会計の問題と、同時に議員の政治姿勢に問題がある。そもそも、議会が横断的な視点で財政をコントロールするという役割を認識しておらず、——これ一般論ですから。個々の議員が自らの要望を実現させることに心血を注ぐ姿勢が続けば、現在の状況は克服できない。行政評価がこれほど地方自治体に広まって、評価手法のブラッシュアップが進まず、予算策定に有効に活用されていない実態は、議会側の決算軽視の姿勢も要因と考えられる。

このように、行政評価の問題ですが、行政が実施する政策、施策、事業について、どのような成果があったのか、当初設定した目標が着実に達成できたのかという評価と検証、これは双方ですね、行政側にも求められておるし、議会側にも求められている。今いろいろ検証のお話もありましたが、こういう実態としては、行政評価のところまで我々決算で決算結果を見ているかどうか、評価しているかどうか、これが今問われていると。これは全般的に地方自治の決算審議状況というのが、こういう状態になっているということをやっているんですが、まさしく、今ここで、先ほど監査委員のコメントもございましたけれども、我々御宿町も、今経常経費が非常に、93%まで来ているということになりますと、33億円のもし予算だとすると、7%ですから、2億円そこそこしか戦略的な、あるいは積極的な財政投資はできないと。これが実態ではないか。

これが続くとしたら、御宿町の2年、3年は問題はないですけれども、5年先、10年先、心配でないかどうかというのを、この27年度決算と28年度決算を見て、そのように感じておりますし、また、監査委員の方のコメントもそういうコメントになっています。

ただ、ほかの安全比率といいますが、それについては財政安全比率について、ほとんどセーフティゾーンの中に入っているということになっていますので、これを見ますと御宿は安泰だということになるんですが、ただ、この経常経費の比率が93%、あるいは87%、かなり厳しい状態になっておりますので、ここあたりについて、どのように捉えておられるのか、質問をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 経常収支比率のお話でございます。

確かに93.2%と3.5ポイント悪いほう向いているということで、今回の影響といたしましては、経常的に入る収入、こちらが臨時財政対策債が地方財政計画の枠内でございますので、そ

この配分額が減ったということと、地方交付税が国勢調査の人口減の影響で下がりました。また、地方消費税交付金も、円高ですとか原油安の影響でちょっと下がっておりますので、そのようなもので経常的な収入が減る一方で、経常的な支出のほうで、ふるさと納税の記念品の発送委託ですとか、臨時職員の賃金、また、介護会計の繰出金という経常的な支出が増えましたので、悪化をしたところでございます。

この経常収支比率というのは、一般的に、ごくごく一般的になんですが、7割から8割ぐらいが、70%から80%が適正な水準だと言われている中で、これは30年前ぐらいの指標でございます。かつては法律に基づいたことをそのとおりにやっていたらいいような行政でしたが、今は、先ほど申し上げましたとおり、ふるさと納税ですとか、町で独自に行う施策が増えておりますので、こちらについては一様にどこの団体も数値は上がっているような状況でございます。

ただ、周りがそうだからいいかという話ではありませんので、今後、町有地の売却ですとか、こちらの収入のほうを増やすような努力をしてみたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。

おっしゃるとおりなんですが、私が感ずるところ、原因、先ほど課長からもありましたけれども、人口減少問題が住民税、交付税、ダブルで減少、人口減少が影響している。これが税収ダウンになっている。それから固定資産税の評価が上がらない、下がっていると。これも税収ダウン。それから御宿町の基幹産業の衰退、商業ゾーン、細かなことは言いませんが、このトリプルの税収ダウンになっているというふうに思います。

この分子と分母の、今は分母のほうはかなり厳しくなっているという中で、出ていくほうは経常経費ですから、予算書のときもできるだけ経常経費を抑えて予算を組みたいという、たしか予算概要の中に出ておったと思いますが、いかんせん分母がこういうトリプルダウンしたりしますと、なかなか経常経費を抑えるのは厳しいだろうと。そこあたりが監査委員の忠告もあるんですけども、そこあたりをどうするかというのが課題になってくるんじゃないかと。

県とか国からいろんな交付金だとか、補助金を持って来るというのも一つの分母を増やす方法になるかと思うんですが、同時に、やはり今地方創生でうたわれているように、町おこしをどうするか。町の活性化を図って人口を落とさない。あるいは町の基幹産業の活性化を図る。こういうことについて、行政と議会と住民と、あるいは事業者とが一緒になって取り組まないと分母を大きくするということが難しいんじゃないかと。

恐らく経常経費はそう減っていかないだろうというふうに、私は思うんですけども、これらについて町長のご意見をお聞きして、私は終わります。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 確かにご指摘のとおり、経常収支比率が上がっているということは、投資財源の減、財政の硬直化を招きつつあると理解しておりますが、そういう中で、今地方創生のときを迎えております。町の、今ご指摘ありましたが、基幹産業をどのようにして活性化していくかということでございますが、それはやはり一つの政策をしっかりと見きわめて、絞って、皆様のご協力をいただきながら、御宿のこの状況、環境に伴った事業を選択しつつ、しっかりとやっていくということであるのかなと思います。

総合政略、総合計画に基づきまして、事業を選択して促進していきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 8番、土井です。

3点ほど質問させていただきます。

44ページの弁護士委託と訴訟弁護士委託ですね。

今年の当初予算では、弁護士委託はあるけれども訴訟弁護士委託は、たしか調べたらないわけですけども、その性質は多分、弁護士委託というのは顧問弁護士の通年型の委託なような、私は捉えています。訴訟弁護士と書いてあるんだから、今現在起こっている事件についての弁護士委託だと、そう理解しております。

そこで、訴訟弁護士委託、これは金額で37万8,000円と出ていますけれども、内訳的には、多分弁護士費用ですから、弁護士何人使ったからこれだけの額だということで、ほぼこの1年間の弁護士委託と思うんですけども、その辺で内訳を教えてください。訴訟弁護士ですね。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 弁護士委託、訴訟弁護士委託についてでございますが、こちらにつきましては、今お話のありました、現在係争中の案件についての弁護士さんへの委託料ということでございます。こちらにつきましては、28年度に決算いたしました37万8,000円につきましては、これは着手金というような形になってございます。

繰越明許費のほうでお願いをして、29年に繰り越しておりますが、今後報酬というものが発生してくると。こちらにつきましては、結果等によりまして流動的に積算する部分があると

いうことでございます。

こちらの、28年度の37万8,000円につきましては、日本弁護士連合会報酬基準というものが、こちら現在は廃止されておるんですが、ただこちらは費用を積算際に、今現在も一般的に使われておるものと聞いておりますけれども、こちらの積算によりますと、45万5,800円程度の積算になります。こうした金額をベースにいたしまして、弁護士さんとのお話し合いによりまして、うちはそれより低い金額の37万8,000円ということをお願いをしたものでございます。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） そうしますと、今年度の当初予算では、一切この金額は弁護士委託しか出ていないんです。その間の費用というのは、じゃ借金して今現在、弁護士さんを雇っているのか。その辺がよくわからないんですけれども。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 弁護士さんをお願いをする中で、着手金という28年度に使った、今の37万8,000円の部分と、それから内容について決定をした場合に、こちらについて報酬というような形で支払うという2本立てで契約をさせていただいております。こちらの金額につきましては、一旦28年度に合わせて計上させていただきましたけれども、引き続き訴訟が継続しておるという中で、その報酬金の部分につきましては、繰越明許費として設定をさせていただいて、29年度に繰り越しておるということでございます。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） じゃ一体、着手金はわかりました。何回か裁判前整理をやっているわけですけれども、この今まで何回か全て着手金で賄ってきたと、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） その他、何か追加して発生するようなものがありましたら協議というお話になってございますが、一旦はこの着手金の中でやっていただいているということでございます。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） それでは、細かく聞きますけれども、裁判前の整理は何回この着手金で賄ったのか。この内訳は当然あると思うんですけれども、私の理解では、一般的な理解では、着手金を払って、その後何回かやりますね。平成28年度は数回やっているはずなんですけれども、これをやれば当然着手金は払うけれども、5回でも6回でも着手金で賄ったというような、

これは積算のように思うんです。

我が町、どこでもそうですね。単年度決算ですよ。28年度でこれだけでできちゃうということは、そもそも私は理解しがたいんですけれども。どうなんでしょうか。

それはあれですか、29年度に払ってあげるということですか。29年度には当初予算もないんですよ。それは終わったら全て精算するという方式でやるって、余りにも一般社会通念から見たら、余りにも強いているというか、弁護士さんのほうに強いているというような、対等な契約だと私は思えないんですよ。

何かあれば。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 弁護士さんと、今回の裁判のお願いをする中で、着手金ということと、それから確定した後の報酬という部分での契約をさせていただいておりますので、特に何か追加するような事情があれば、協議をいただくというお話になってございますが、今のところそういった経費は発生しておりません。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） そうしましたら、解決したら全て精算してあげるという契約だということなんですね。わかりました。

今後、そういう補正なり当初予算なり、出てくるということで理解してよろしいんですね。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 昨年度に契約を結ぶ際に、予算として組ませていただいた金額には、昨年度の37万8,000円と、それからその後の報酬の部分で75万6,000円という金額を合算で組ませていただいております。着手金につきましては、着手をいただきましたので、着手金をお支払いするという契約になっておりますので、お支払いをしておりますけれども、残りの報酬部分の75万6,000円につきましては、29年度に繰り越しをさせていただいて、今現在予算を持っておりますけれども、繰越予算として持ってしておりますけれども、執行にはまだ至っていないので、お支払いはしていないということでございます。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） それでわかりました。

私は、その契約は余りにも社会通念とずれているような気がするんですけれども、今後、公文書公開で、この訴訟弁護士委託及び弁護士委託の公文書の、委託契約ですね、それを請求しますから、よろしくをお願いします。

続きまして、小型合併浄化槽補助事業180万8,000円、これは精算金額としておくことで、平成28年度は補助基数、5人槽、10人槽、何基ずつあったのか。殿岡課長、お願いします。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、小型合併浄化槽の基数についてお答えをさせていただきます。

単独での転換、5人槽が1基、くみ取り転換の5人槽が3基というような状況でございます。

今回、浄化槽の補助事業につきましては、新築等については対象外ですので、必ずしも設置の件数とは一致をしません。補助対象になった件数として4基やったというようなことでご理解いただければと思います。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） たしか予算は、全部で10基というような理解で私はいます。つまり結局、単独浄化槽を合併浄化槽に1基、くみ取り3基。実質的に10基のうち、4基しかできなかったということなんです。それは課長を責めるとかそういうことじゃなくて、この方法が本当にこの御宿町の下水道整備が進んでいくのかということを私は危惧しているんです。

この前の発表で、 の発表では、御宿町は44位ですよ。悲しむべき順位ですよ。我が町はやっぱり、ご存知のように、この美しい海岸線と豊かな海を持っているわけですから、いかにこれを早く促進していくということが重要事項だと、基礎的な条件だと私は確信しております。

そうした中で、今後また10基計画が、こういう単純である4基計画でいったら、とてもとてもこれまでの污水計画は達成できないのは目に見えています。私は、やっぱりこれはPDCAか、そういう言葉でいいましたら、もう見直してもいいんじゃないかな。さんざんっばらこの補助事業はずっとやっていますけれども、見直す時期なのかなと、そのように思っております。

やっぱり実態に合った下水道整備をしていかないと、いつまでも我が町は、こういう観光を抱えている中でも、これしか進まないんだと。着工戸数だってそれは、平成12年度に国の方針で全て合併浄化槽は自分でやりなさいよということになりました。しかしながら、着工戸数はさほど多くないはずですよ。

そんな中で、課長、どうですか。今後の見通しというか、そういうものを考えると、何か違う手を打っていかないと、促進しないんじゃないかなと、私は今これからも危惧しています。そんな中でご答弁があれば、よろしくお願いします。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ご助言ありがとうございました。

今、土井議員さんのほうからご指摘いただいた内容につきましては、御宿町の汚水処理適正化構想を議会のほうでご承認いただいた際にも、そもそもこういうペースで進捗が予定どおり進むのかというようなご指摘をいただいたところです。

合併処理浄化槽の補助制度につきましては、5年スパンでの国への補助申請をしてございます。たまたま平成29年度が補助の5カ年計画の初年度を迎えていまして、33年度までの5カ年でやはり50基という形で、国のほうの補助財源の枠をいただいているところです。ただ、残念ながら進捗といたしましては、今年度もこのところずっと4基、5基というような進捗状況でございまして、思うように進んでいないのが実情です。

汚水処理適正化構想の中でも、かなりの多くの議員さんのほうから、汚水の処理についてこのままではいけなくて、もっと精力的に政策的に何か手を打った形での検討をするようにというご指摘をいただいているところです。汚水処理適正化構想の中でも、市町村の設置型の検討ということも付記してございます。今後、国・県の交付金等のつきぐあい、また政策の進捗状況に合わせまして、適時またご相談しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 土井茂夫君、12時を回りましたので、ここから13時30分まで休憩いたします。

（午後12時03分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き質疑を開きます。

（午後 1時34分）

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） 最後にこの下水道について、町長に質問したんですけれども、現状が先ほど、課長とも話した中で、千葉県下44位という不名誉な順位をつけられていますけれども、これにつきまして、私は先ほど、この重要性を話したとおり、町長はこのことについて、今後どうしていくんだということを政治家として、これは決めていかなきゃいけない話なものですから、ひとつ町民にこのことをわからせるような形で町長の考えを述べていただきたいんですけれども、よろしく願います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 水質浄化の問題につきましては、土井議員はかねてより、この事業につきまして、非常にご熱意があると理解しております。

そういう中で、今、小型合併浄化槽の一つの手法についてご指摘をいただいておりますが、また、町全体の浄化方法をどういうふうにしていったらいいかということについて、私も常に頭の中にあるわけでありますが、これからいろんな視察も兼ねて、浄化方法について検討をして、とにかく水質の浄化というのは、主産業である観光産業を初めとしまして、農業、漁業、全産業にわたってベースとなる最も大事なことであると思います。そういうことで、私もしっかりと研究なり対応をしていきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） ぜひとも、その決意を聞いた上で、実行してください。とにかく実行あるのみだなと思っています。

続きまして、介護職員の初任者研修ということで、埋田課長、担当だと思っております。

28年度は17万7,000円ということで、一体この受講によって、何人の受講者がいたか。そして、今後、私はこの受講者を増やしていくことが、御宿町の高齢化率にあたって、すごく責務だなと考えておるわけです。それで、当初の目的を達成したのかをどうかを含めて、よろしくをお願いします。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） この制度につきましては、平成28年度は5名を予定しておったところでございますが、2名の方が受講を受けられております。27年度から始まった事業でございますが、27年度は受講生がおりませんでした。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） この趣旨は当然、介護事業に携わる方を増やそうというような、御宿町のこういう高齢化率を担う方を増やそうということで始まったとは思っておりますね。課長、この介護職員初任者研修って、どういう内容であるかをご存知でしょうか。結構、ハードなんです、これ。その辺で、私、27年度はゼロ人、28年度は2人、こんな状況ですよ。そこに、この受講の中で、どういう問題点があるのか。我が町は、それで、これをどうやって増やしていったらいいのか、その辺を考えていかないと、受講生は増えないと思っておりますよ。

私は前から、そういう意味で、PDCAじゃないけれども、今後じゃ、どうやってやれば、増やしていくのか。ここの研修にはどういう問題点があるのか。課長の考えをお聞きしたいの

ですけれども、どうですか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 問題点といたしましては、以前は受講の場所の問題がございました。ただ、それにつきましては、昨年度におきましては、いすみ市でも受講できるということでクリアできたかと思っております。

また、周知につきましては、一般的な広報の周知のほかに、就業促進という意味合いもございますので、昨年であれば保育所の父兄の方々にこういう制度がありますよとお知らせをしたりした経緯がございます。それで、昨年度は2人受講していただいたわけなんですけれども、10万円が補助の上限なんですけど、10万円に満たない金額で受講できますので、ほぼ丸々補助できる状況でございますので、再度、そういった父兄の方々にも、引き続きやっていますよということを周知していきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 8番、土井茂夫君。

○8番（土井茂夫君） この事業は、ホームヘルパーなんですね。御宿町の高齢者は在宅介護を望んでいる方が大勢いると。そういうニーズに合った介護職員初任者研修なわけです。この職員研修は、課長もご存知かもしれませんが、私、それを聞いたかったですけれども、研修時間が130時間なんです。トータルでいいますと、25日を昼間通って、この講習期間をおさめなければ、この介護初任者研修の資格は得られないわけです。こういう結構ハードな形ですので、今の単なる受講料、5万円程度だと思うんですけれども、多くても七、八万円だと思うんですけれども、これだけでは、なかなか私は増えないんじゃないかなと思うわけですよ。

そういうニーズが、町の高齢者には持っているわけですから、これをもっともっと受講者が増える形の方策はないかということ、私はだから、先ほど言った研修期間が130時間に及ぶ、こういうことですので、この辺をやっぱり、どう解消していったらいいのかなと。1つには、課長が言った場所の問題は、いすみ市でできるよと、近場になりましたね。ほかに、いろいろあると思うんです。今後それを充分研究しながら、いかに講習者が増えるような方策を次回からとっていただきたいなど、こういう要望ですので、ひとつよろしく願います。

じゃ、すみません、私は以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

ページの1、固定資産税5億1,426万何がし、土地のほうは1億4,634万円、家屋3億773万

円、償却の関係が6,015万円という中で、何を聞こうとするかということ、新聞、マスコミにも取り上げられていますが、空き家、土地の所有者不明、また、相続人が決まらない、あるいは放棄、少子化の中で跡継ぎがない多くの原因がありますが、御宿町は5キロ・5キロのそういう、コンパクトと言えれば聞こえはいいんですけども、狭い町でございます。

そういう中で、固定資産税の徴収だけでなく、公共事業、再開発、農地の集積ですね、森林の適正な管理、不法投棄、雑草を含めた住環境の悪化につながっております。そういう中で、税金といえば、齋藤税務課長の所管でございます。一言。税務住民課長は大変よく、私はやっていると思っています。税務班の職員は大変苦勞しております。ぜひ、ねぎらってやっていただきたいと思います。役場の中で、本当につらい部署だと私は思っています。

税は義務です。しかしながら、徴収の苦勞は担当職員でなければ、わかりません。相手は町民で、全て顔見知りで、納税者の事情も全てわかっているから、余計やりづらいと思いますけれども、徴収に歩かなきゃいけません。仕事でございますから。こんなつらい仕事はないのではないかと。

議員には毎年決算で滞納、未徴収をただされ、監査には、毎年恒例ですけれども、負担の公平性及び歳入確保のため不納欠損処分の慎重かつ厳正な取り扱いを行うとともに、積極的に滞納債権の回収を通じて、収入未済額の減額に引き続き努められたいと、全く毎年同じような決算審査の意見でございます。先ほど、金幹議員が質問されたものと重なってきますけれども、二、三ちょっと質問させていただきたいと思います。

そういう中で、せっかく苦勞して集めた、これだけの5億幾ら、いろいろとあります。そういう中で、あげくの果てに、御宿町は道楽息子が金庫の鍵を握って、じゃぶじゃぶ使っているようなもんじゃないかなと私は思っております。固定資産税は町で一番大切な自主財源です。まず、土地の課税対象件数ですね、どのくらいありますか。それと、所有不明の土地はどのくらいの件数、面積がありますか。この2点。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） ただいまの土地の課税対象件数ということでございますが、土地につきましては2万6,449筆で、課税件数ということでいいますと納税義務者で押さえておりますので、納税義務者数をお答えさせていただきます。納税義務者数は6,128人でございます。

そのうち、所有者不明の土地ということでございますが、私どもが4月に納税通知書を発送しまして、返ってきてしまって、所有者が不明である、公示送達の件数でお答えさせていただ

きます。不明者は土地97筆で、納税義務者につきましては30人の不明者が発生しております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

課税はともかく法的に、先ほど金幹議員も質問しておりましたけれども、維持・整理の対応には大変苦慮していると思いますが、有効な手段がないのが現状だと思っております。そういう中で、課税対象の家屋の件数ですね、それから、今言われました、これは土地ですけれども、所有者不明の家屋、ビルですね。一般的に空き家とこの違いですね、これは企画財政課長かな。空き家とはという定義と、空き家で税徴収ができていない件数ですね。とりあえず、それだけお答えしていただければ。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 課税対象の家屋の件数でございますが、7,056棟、納税義務者が5,193名いらっしゃいます。うち、不明者分は30棟、そのうち、マンションは13棟でございます。所有者不明となっております人数は22名でございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） そういう中で、町有地に家屋があり、居住していない件数ですね。通常、契約では原状回復して返還と契約上となっておりますが、問題点も多分あると思います。また、税金を投入して家屋の解体等するのも、またいろいろと問題が生じております。

しかしながら、せめて地主が御宿町である町有地に関しては、各課とも、ともに協力して最善を尽くしていると思うんですけれども、この点、先ほども答弁ありましたけれども、企画財政課長としては、どう対応するのか。

相続放棄も大きな原因と思われませんが、個人の問題でなかなか難しいと思います。これまでは廃墟が目立ち、このままでは本当に山林も町なかの家屋も傷んできて、大変荒れてくる感じになってきます。例えば、何年も前からいわれている商工会の後ろのビルですね。あれももう、多分、税の徴収は出しておるけれども難しい状態ではないかなと思います。そういう中で、じゃ、これを法的にという話も先ほど出ておりましたけれども、その辺、これは他人様のものですけれども、どうするのかという、ある程度、方向性を町としては見出していかなきゃいけない時期に来ているんじゃないかなと。

質問の2つあるのは、1つは町有地を貸してある人に対して、要するに家屋等が廃墟になっている場合、これをどうするのかと。あとは、民間所有のものが廃墟同然の形になっていますけれども、これを、先ほど金幹議員に答えたように、法的な準備をしているのか、これからや

っていくのかという、この2点について。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 町有地に家屋があって、居住していない件数です。現在、把握しておりますのが、新町に2件、六軒町に1件、あと須賀に1件でございます。

それと、相続放棄等の場合ですよね。実際お住まいになられていなくても、契約上のお金が入ってきていれば、私どものほうは問題にしていらないんですが、それでお金も滞っている、手紙を出しても返ってきてしまうというようなどころに関しましては、やはり文書を出しても返ってきてしまうことがありますので、先ほど高橋議員さんにお答えしましたとおり、一旦、支払い督促を裁判所にかけて、それからいろいろな手だてをしていこうと思っております。

今、1件、以前から懸案になっているところですが、借主さんがお亡くなりになりまして、それに関しての相続人を裁判所を介して洗い出しました。それに関しまして、相続は誰もしないということになりましたので、今後、相続財産管理人というのを町のほうで選任しまして、プラスの財産もあろうかと思っておりますので、それと相殺で、今の物件を壊すお金が出ればと思っています。その相続財産管理人につきましては、一般的には弁護士さんをお願いするわけですが、こちらのほうも費用がかかりますので、もう間もなく、大体の目星がつくと思っておりますので、それにつきましては、総務委員会のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。結局それが解決するのが、すぐにとということではないんですが、一定の手続を踏んでからと思っております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

民間の土地ですけれども、建物ですけれども、例えば商工会の裏のビルとか、小学校の近所で、それは自主的に何年もお願いして壊してくれた旧旅館の跡がございますよね。そういう形の中で、これは何十年もの懸案事項でございますよね。それを税金を使って云々という話も、これはなかなか難しい話だけれども、あのまま廃墟であっていいのかと、これは人様の、所有者不明ですけれども、町としていろんな観点、先ほど私言いましたけれども、そういう観点の中から、どうするかというのは、町しか考える、新町区に考えろったって、それは無理な話ですから、町として、じゃ、どうするんだと。あのまま壊れて、廃墟になるまで待っているのかと。いつまでたっても、この状況は好転することはないと思うんですよ。

そういう中で、これは町が、あるいは県・国で相談の窓口があるかどうかわかりませんけれ

ども、そういう方針を決めざるを得ないんじゃないですか。町のど真ん中にあれがあったと思えば、それはなかなかゆゆしき問題だと思うんですけれども、山の端っこで、住んでいるんですけれども、ちょっとその辺で、すぐにはなかなか、お金のかかる法的な問題もある、なかなか難しい問題ですけれども、方向性だけは見ていただけないでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、ただいま瀧口議員さんご指摘の危険建物、空き家の関係でございますが、議員もご存知のとおり、空き家特措法が施行されております。ただ、施行はされたものの、今ご指摘いただいたように、実際の法律の規定に従った運用というのが、まだ開始されていないというか、運用としてうまく回っていないのが実情でございます。法律の趣旨で申し上げますと、今、瀧口議員さんご指摘のとおり、そういった危険な建物、空き家になって、もう廃屋同然のようなものにつきましては、いわゆる固定資産税の土地の住宅特例を外し、また、必要に応じては取り壊しを行政代執行で行うというような規定まで盛り込まれております。

従来から行政代執行については、例えばごみの片づけですとか、いろんな部分で行政代執行法に基づいて、いろんな施策で行政代執行が行われておりますが、今回の危険建物・空き家等廃屋につきましては、空き家特措法の中において行政代執行がとれる旨の規定がされたところ です。

ただいま、先日の一般質問のほうでも住宅、空き家の関係の計画、調査を行わないのかというようなご指摘もいただきましたが、現在、県のほうで、最終的なマニュアルを策定をしております。これについては、誰がどう見ても、今ご指摘のあった新町のあたりについては、危険建物であろうとは判断はできますが、今その他の民家も含めまして、危険建物として判断するための最終的なマニュアルの基準を調整しているところでございます。既に一般質問の中でも先進地では空き家の対策計画が策定されているというようなご提言もございましたが、今現在、県内において、6団体が策定を済んでいるところです。今年度におきましても、18団体ほどが取り組む予定になっておりまして、今、夷隅土木管内の近隣団体と連携を図りながら、そうした危険建物の対応策についても盛り込んだ形で、マニュアルの制定、基準の調整ということで、今調整をしているところです。少し時間がかかると思うんですが、今しばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

県との協議が進んでいるという中で、時間がかかるというのも、長い懸案のものでありますから了解しております。という形で進めていってください。

そういう中で、台風により山林ですね、風倒木、林道の整備にも大分費用がかかりました。補正でやっております。そういう中で、ページ87、林業費219万5,680円、林道整備219万円、需用費、委託費、工事費と、これについてまず説明を求める。それと、現在、御宿町で林業を営んでいる人はいるのかと。とりあえず、それだけちょっと。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それではまず、林業を営んでいる人は、ということですので、それにつきましては、おりません。

この林業費の関係でございますが、昨年度、淡水魚保全シンポジウムということで、ミヤコタナゴのシンポジウムがいすみ市で行われたと思っておりますが、そのときに秋篠宮さまのご来町をいただいた折りに整備をしたものが大分部の金額を占めているというところでございます。これにつきましては随時、災害等で山林が塞がれたとか、水で掘られたとか、そういうものが起きた場合には災害復旧ということで、補正をさせていただいているんですが、通常の適正管理の中で行っている部分の予算の計上でございます。今回につきましては、委託費としては草刈りの委託業務と、整備工事といたしましては道路ののり面がイノシシ等で掘られてしまったり、そういうものをちゃんと車が道を通れるような形にするという整備をあわせて行っているということでございます。

通常の管理につきましては、所有者のほうで管理をしていただけるようなお知らせを年に1回くらいはお知らせ版等で周知して、所有者に対して適正な管理をしていきたいと思います。ことでお伝えをしているところでございます。

今後につきましては、先ほど申し上げたとおり、生活道路として使っている方が、どうしてもいらっしゃるんです。そういう方が、災害があると塞がれてしまいますので、その木の撤去というのは、どうしてもやってあげなきゃいけない部分ということでの管理は、町としては考えています。所有者につきましては、木がすごく伸びてしまって、いつでも倒れるよという状態を目の当たりにしていますので、そこにつきましては、うちのほうから適正な管理をしてくださいよということでの通知を出すような形で今は行っております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

山林林道の整備についてなんですけれども、保全の観点からでもいいですから、山林を林業としてやっていけるような形はとれないのかと。面積的にもなかなか難しいでしょうし、営業等考えるとなかなか難しい面がありますけれども、林業としてやっていくという中で、その保全、整備ができていくと思うんですけれども、その辺の考え。

もう一つは、先ほど言われたのは、七本のミヤコタナゴ関係がほとんどだということは了解しました。そういう中で、台風で大分、整備費かかりましたよね。人が通る林道もあるということで、林道確保は、道路の確保は町の仕事ですからやむを得ないですけれども、林道に面している山林の所有者は全員把握しているという形と、それを連絡していると、それはお知らせ版という形をとったんですけれども、町内の人だったらいいんですけれども、町外の人も多分いると思うんですよね。その辺のものを兼ねて、やっぱり自分の土地のことは自分で管理するという基本的なものもございますので、その辺の自主管理の周知徹底というのは、特に西琳寺もそうなんですけれども、台風たびに木が倒れ、電線が倒れ、停電と。悪循環を繰り返しております。そういう中で、林道整備はわかるんですよ、町の仕事ですから。でも、それも、やっぱり未整備であったら、それは当然そうなると思うんですよね。地主としての、所有者としての責任を、やっぱりその辺が薄いのかなと。昔から持っている山ですから、そんなに意識ないと思うんですよね。そういう中で、町にも負担がかかってくるという形で、再度、整備の打ち合わせとか協議とか、直接話さないと、なかなか意識は高まらないのではないのかなと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） まず、林業として活用する考えはありませんかということでございますが、なかなか、所有者がおりまして、これを町として何か活用していくという方策は、今考えていないところでございますが、今後、そういう部分も含めて、また課の中で、ちょっと話し合いをしていきたいと思っております。

所有者につきましては、災害で、町としてはここまでは片づけられるけれども、さらに奥まで片づけることはしないわけです。そこで起こる災害というのは、結構同じ箇所でも何回も起きていますので、その所有者には、随時、起こるたびごとに、こういうことになっていますよということで写真つきでお送りするような形をとっておりますので、今後もそのような対応をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

ぜひそういう形で、対面方式でやっているということなんでしょうけれども、毎年、同じところで同じようにという話も聞きました。ぜひ、その辺は地主の意識改革が必要ではないかなと思っています。

そういう中で、ページ94、95、町営プールと月の沙漠の収支について、所管が同じなので、一緒に聞きたいと思います。

プールに関しては、プール委員会があります。何年も前からあって、大変苦慮しておるのは承知しております。そういう中で、この2点について、観光の拠点ということの中と、御宿町の一等地にあるということ踏まえて、プールと月の沙漠に関してお聞きしたいと思います。

まず、町営プールですね。平成6年という話を聞いております。町営プールの合計1,525万478円という収支総額。報酬、賃金、需用、役務費、委託料、使用料、工事費、備品等、これでいいのかという、それと合計が3,166万9,581円という、これだけでこの支出と収入の関係はいいのかと。単純に計算して、28年度の収支決算は1,208万円のマイナスという、この計算でよろしいんですか、まず。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） プールにつきましては、プールの使用料がまず、28年度につきましては全体で1,235万1,655円でございます。そのほかに、プールの売店売り上げで190万5,923円ということでございまして、そのほかにプールの中で、ビーチパラソルとかベッドとかを貸して、あとロッカーの収入で99万2,900円でございますので、全体で1,525万478円ということでございます。収支を引きますと、1,641万9,103円のマイナスということになっております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 今は、収入のほうは聞きましたけれども、支出、それが3,166万円じゃなくて、もっとあるということですか。収支の決算が千五百何がしと、今言いましたけれども、それは再度。決算書から引いたものですがけれども、違うんでしたら、どこから違うのかというようなこと。

プール委員会があつて、大変苦勞しているのは承知しています。40日で1年間生活するというのは、なかなか難しい話であります。実質的に40日の計で300日寝て暮らすというなら、こ

これはまあ、ぼったくりバーか風俗やるしかプラスにならないと思うんですよ。そういう中で、今年は1万7,000人ぐらいの入場があったというですけれども、まず、決算ですね。償還は済んでおるのかと。28年度の入場者数ですね。とりあえず、それだけお聞きしたいのと、さっきの収支決算ですよ。マイナスが幾らになるのか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 入場者数からお答えいたします。28年度につきましては47日間の営業で、2万24人の入場者数を得ています。先ほどの収支につきましては、収入のほうは1,525万478円で、決算の中で支出済額が町営プール管理運営費ということで3,166万9,581円ということになっておりますので、マイナスが1,641万9,103円というになります。

以上です。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） プールに関しては、起債は済んでおります。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1,600万円の赤字ということで、それは了解しております。

それと、もう二、三点、このプールについてお聞きしたいんですけど。

1点、毎年課題になってはいますが、なかなか夏だけでは、先ほども申しましたように、夏期シーズン四十数日では難しいと、これは誰しも理解しているところです。これはオフシーズンに多目的に利用することは可能なのですか。設置上ね、設管条例の中で。

それともう一つは、施設整備、これが後期アクションプランにどのように盛り込まれていくのかと。それはちょうど、今後の営業についてですよ。と同じものになると思うんですけれども。議会冒頭で話がありました、県の保護鳥のサギの対策も再度お聞きしたいと思います。

もう1点、メヒコというイベントをやっていますけれども、ちょっと話に聞いたんですけれども、1回目、例の元書記官か担当官が、それがまだ書記官になっていないとき、奥さんにやらせたと、そのメヒコの事業を。それはどういうことなんでしょうか。わかったらいいんですけれども。事実なら、その金額はどうしたのかと。どういう契約で、どうやってやったのか。わからないなら、それは結構です。とりあえずそれだけ。

○議長（大地達夫君） 上着を脱ぎたい方は、脱いで結構です。

吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 先にサギの関係ですよ。鳥の関係。鳥につきましては、一般質問でもお答えしたとおり、来年に向けて、まずは南部林業事務所の松の伐採をまず見て、

それで足りないよということであれば、またさらにこうしてもらいたいという要望を町のほうからさせていただきます。いずれにしましても、管理は南部林業事務所でございますので、そちらが主でやっていただくんですが、どうしても地元でそういう要望というものは当然おってきますので、うちのほうとしてもできるだけ、少し見ながら対応していければという部分でございます。

営業についてですけれども、規則のほうに期間が今のところ決まっているような状況でございます。ただ、やはり期間限定で使っていくよりは、年間を通して使いたいというのは町の長年の希望ではございます。ただ、プールということで作られておりますので、それを何に活用するかというのは、今後もプール運営委員会等にご相談しながら、活用に向けた話し合いをしていきたいというところでございます。

プールのイベントのおんじゅくDEメヒコにつきましては、1回目は確かにちょっと金額等が今、手元に資料がないんですけれども、1回目は大使館の一等書記官だった方の奥様の会社で請け負ったような形で運営がなされた。次の年から御宿のアミーゴ会のほうにお願いをする形で、2年間行いました。この2年目の費用が今回の決算書に載っているものでございまして、これにつきましては、期間中の47日間のうち、土日2回をメキシコの日ということで、子どもたちが喜ぶようなイベントを企画して、ジュースの無料配布や、タコス無料で食べさせるとかというようなイベントをしたというのが、このイベントになります。ちょっと1回目についての資料はないので、また調べさせていただきたいと思いますが、2回目、3回目は御宿のアミーゴ会というところでやっているところでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

答弁が漏れているのは、要するに夏期以外、多目的に利用できるのかということですね。それと、今後の営業について、後期アクションプランが今、田邊課長のところでまとめておりますけれども、それについて、施設整備、営業を初め、プールというものに対して、どういう展開をしていくのかと。これは田邊課長というよりは、担当課のほうの考えではないかと思っております。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 次期の基本計画の関係でございますが、施設の整備につきましては、今のところ、壊れたものを直していくとか、計画的に直していくような形の計画をしていきたい。計画的に補修をしていくということと、あとウォーターパークの期間外の活用

についても検討していきますよということで、今一応、うちのほうからは、案の中ではそういう形で記載をさせていただいているところでございます。

期限について、先ほどちょっと触れましたけれども、今、夏の時期だけ活用するということになっておりますので、年間を通して活用する場合には、当然そういう部分も変更しなきゃいけないですし、先ほど申しましたとおり、プール運営委員会等と活用の検討を図りながら、進めていければというところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 瀧口です。

なかなかアクションプランに盛り込んでも、あとの10カ月をどうやって生きていくかというものと、閉めていても電気代が結構かかりますよね。その辺は長い間の懸案で承知しておりますけれども、とりあえず1,600万円の赤字ということだけは了解しておきます。

月の沙漠の会館も同様の質問でございます。入場料と支出の総額というものと、御宿町の確かに一等地、観光の拠点でございます。これをリノベーションを初めとした後期アクションプランについて、どのように盛り込んでいくのか。とりあえずそれだけ。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） まず、歳入のほうからお話いたします。

来場者数が年間で、2万4,960人です、28年度。これにつきましては、つるし飾りの無料の入場者数も含めての2万4,960人の来場者ということでございます。収入といたしましては213万3,084円と、売店売り上げの133万3,049円ということでございますので、トータルで収入が226万6,133円です。歳出のほうは1,264万2,575円ですので、マイナスの1,037万6,442円ということでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 足し算、違っているんじゃないですか。入場料、売店売り上げ、物産売り上げで、足して幾らになりますか。356万ぐらいにならないですか。

（「350。はい、すみません」と呼ぶ者あり）

○1番（瀧口義雄君） ですよ。

支出総額は、1,264。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） すみません。収入合計が355万9,723円で、支出が1,264万

2,575円ということでございますので、マイナスの908万2,852円です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 大体900万円ぐらいで、プールが1,640万円ぐらい。パークゴルフが、先日の答弁で1日1万円ぐらいの計算。これを合計しますと2,890万円、繰り上げていくと2,900万円の赤字、アバウトね、ということになって、1日、日が上ると、ここへ1万円札8枚が飛んでいく状態です。健康増進とか、観光の拠点とか、観光振興とか、いろいろと言われますけれども、朝、日が上ればここへ1万円札8枚が飛んでいくんですよ。これが現実でございます。

何だかんだ言っても、現金が8万円飛んでいく。これは皆さんの税金でございます。その感覚が抜けているんですよ。朝、1日8万円ですよ。とんでもない金額なんですよ。それが単年度決算だから赤字で累積していかないと。大変いい仕組みでございます。ご案内のように。

一般会計で赤字は処理していきます。これがこれだけ処理していると。水道に2,000万円出して、どうかなんて言っている、福祉のほうへ2,000万円の一般会計を出して、どうかなんて言っている状況じゃないんですよ。これは金を取って営業しているところなんですよ。

わかりますよ、プール、40日で1年分稼げというのが無理なのは。じゃ、何十年、これやっていましたか。土井議員が昔、質問したことがありますよね、プールに関しては。これは何がというと、単年度決算で累積赤字が出ていかないから、償還みたいに33億残っているという話とは違うんですよ。

何を言いたいかというと、単年度決済で消えていっちゃって、見えないんですよ、数字が。現実的に1日8万円ずつ出ていくというこの現実をどうやって捉えていくか。私が言いましたけれども、税務住民課長はせっせ、せっせと金集める。あなたたちはせっせ、せっせと使っちゃうと。ばらばら出ていく。職員はつらい思いして夜、訪問して、金集めてくる。それで、課長じゃないんですけれども、そういう形で3,000万円の金が無駄に使われている。これが今年だけ例えば、冬みたいな陽気だったですよ、夏は。これはやむを得ないと思うけれども。通年これだけの赤字が出ているんですよ。それについて、町長、どう思いますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、事業費、経費の数字上のことをおっしゃっていただきましたが、私はウォーターパーク並びに月の沙漠記念館は、やはりある面では町の文化と福祉等の一翼を担っているという考えであります。確かに事業費上はそういう赤字があって、非常に厳しい運営の状況でございますが、好転するように何らかの改善をしていかななくてはいけないと思って

おります。

ウォーターパークについては、ぜひ年間活用にいい案はないかということで、プール運営委員会の皆さんのご意見をいただきながらやっておりますが、現在のところはまだ活用されておらないと。月の沙漠記念館につきましてもかなり、平成2年にたしか建設されたと思いますが、27年を経過しまして、海岸部にありますから老朽化も進んでおります。補修費もかかっております。しかしながら、やはり月の沙漠・御宿という一つの象徴であると考えております。記念館につきましても改善していかなければなりません、例えばそういう数字上のことだけで、私はこの施設を休止するとかという考えは現在持っておりません。改善して、文化・福祉に供するという基本的な考えを持っておるところでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 何かどうも話が、私が言うと話が飛んでいっちゃうようですけども、一言も中止するとか、やめろとか言っていないですよ。10年間この形態が続いている。観光の拠点とか、パークは福祉の増進とか、私も理解していますけれども、果たしてこのままでいいのかと、1日、朝、明ければ8万円出ていくと。観光の拠点、一等地です。今年みたいな天候ならわかりますよ。ところが10年間同じなんです。もっと悪い年もあったかもしれない。言っている意味がよくわかりません。観光の、文化の、福祉の、健康の、これは当たり前の話ですよ。その中で赤字が出ているからどうするか知恵を絞るのが……、それ以上は言いませんけれども。

続けて、ページ94。これ何の工事かと。どういう入札をしたのかと。委託費ですね。工事監理委託費16万8,480円、実施設計委託81万円、改修工事189万円。まずこれについてお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 工事監理委託につきましては、記念館の外壁工事にかかる工事の管理を委託したものでございます。実施計画の委託につきましても、外壁塗装工事にかかる設計業務の委託になるものでございます。

改修工事につきましては、月の沙漠記念館の大規模改修計画に基づいて、ここ何年かずっと継続的に予算をいただきまして、行ってきたところでございます。昨年までは防水工事ということで、コンクリートの目地がどうしても、経年変化ということで、目地が切れてしまうということで、その目地のやり直しと、雨漏りをしないためにシートを張りかえる等の修繕をしたところでございます。それにつきまして、189万円ということでの工事をしたところでござい

ます。入札につきましては、6者の指名をさせていただいて、工事の契約を結んで実施したところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

ということは、入札6者で1者という形で189万になるんですけども、工事監理費16万円、実施設計81万円、改修工事189万円、これ全部別なんでしょうか、それとも1者でやったんですか。というのは、何を聞こうとしているかという、189万円の工事で工事設計費が、両方合わせると98万円なんです。51%これにかかっているんですよ。ちょっと考えられないような形。これは全部業者が3つとも別なのか。だって、200万円の車を買って、書類申請に100万円かかっちゃうのと同じですよ。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 工事につきましては建設会社が行いますので、この業者は別で、工事監理の委託と実施設計の委託が月の沙漠記念館の大規模改修計画をしたところに、随意契約ということで出されているものでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

ちょっとまとめて聞いているんですから、1回ずつなんて、また議長はすぐ3回って言いますから。

というのは、189万円の工事に対してこれだけの設計なのか、全体の実施設計をした中の一部なのか。工事監理委託も全体の中の、直にやっているという話なんだから、一部なのか。これだけの要するに外壁の工事、189万円の中の工事監理費と実施設計なのかということを知っているんですよ。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 工事費の189万円に対する工事の工事監理委託と実施設計をするための、入札をするための設計書をつくるための費用が81万2,160円で、工事を監理するための費用が16万8,480円ということでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 議長、はっきりちょっと答弁させてくださいよ。

要するに、189万円の工事をするのに、実施設計で81万円かかっていると。それで、監理業務もこの設計屋がやっているんですか。その辺を聞いているんだけど、あなた、なかなか。そういう中で、実施設計と工事監理業務が一体の業者で、98万円かかっているわけですよね。同じ業者ですよね。外壁をやるだけで、実質工事は189万円ですよ。余分にと言っちゃ失礼なんですけれども、果たして51%も設計監理でかかっちゃうんですか。おかしいんじゃないですか、その業者は。後で書類見せてくださいよ。

200万円の工事やるのに100万円の設計と監理がかかるんですか。こんな工事、どこに行ったらあるんですか。考えてみてくださいよ。こども園のときの設計、実施設計、一体でやっていますけれども、監理も一体でやっていますけれども、50%かかっていますか。いや、聞いていないからいいですよ。50%かかっていたら、2億5,000万円の設計監理委託になりますよ。物は違いますけれども。ただ、これはいわば外壁ですよ。失礼なんですけれども、設計会社と改修工事の業者を教えてください。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） これにつきましては、榎本建築設計事務所に委託がかかっているものでございまして、工事監理委託につきましては、工事の最中に監理をする業務でございます。実施設計につきましては、建築の設計でございますので、その中で建築を実施するための設計を委託したものでございますので、これがそれぞれ委託契約を結んで行ったものでございます。

（「工事会社」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 工事の会社につきましては、株式会社丸昇建設が落札しておりますので、189万円ということで、工事の契約を結んで実施したものでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） どういう発注の仕方をしたのかわかりませんが、上限を決めていなかったんですか。わかりますよ、聞かなくても。というのは、これは設計した会社とつくった会社ですよ。という中で、一言。あらっばしいんじゃないですか。あらっばしいというのは、先ほどもほかの議員が言っていますけれども、精査がなされていないじゃないですか。言いなり、着なりの世界じゃないですか。200万円の工事をするのに、100万の設計監理ですか。

こんなことをやっていたら……、もうこれ以上は言いませんけれども。

じゃ、次。いいですか、議長。

○議長（大地達夫君）　ここで10分間休憩します。

（午後　2時40分）

○議長（大地達夫君）　休憩前に引き続き質疑を続けます。

（午後　3時02分）

○議長（大地達夫君）　1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君）　1番、瀧口です。

今度は簡単な、単純明快なやつ。ページ31と136。活力あるふるさとづくり基金、ふるさと納税ですね。

そういう中で、先ほど誰かの答弁の中で、ふるさと納税のことで、これでマイナスが増えたような話を、ちょっとそういう形に聞こえましたが、これは実質的に3,000万円のプラスですね。何かそういう言い方していましたよ。ふるさと納税があつて、記念品があつて、予算項目は違いますけれども、現実的にはアバウト3,000万円の黒字ですよ。さっき負担が増えた話にその話が出ていましたけれども、それはちょっと修正したほうがよろしいんじゃないかなと。

という中で、指定寄附金、28年度、8,829万円。前年度末の残高が1億4,296万円で、これは確かに企画財政課長のところでやっている新たな財源だと思っています。そういう中で、28年度、どういうところに、このふるさと納税が使われたか。その使途と金額でね。トータルでどのくらいふるさと納税で、納税といっちゃあ、これ基金に積んじゃいますから、そういう形で使われたかと。

返礼品も五千幾らと書いてありますが、記念品のあり方ですね。勝浦は大分すり抜けてもうけた二十数億という話を聞いていますけれども、寄附金と返礼品の負担率というか、率ですよ。1万円で幾らという形の中で、これについてどういう形か。

解散がなかったら、今の総務大臣が、ふるさと納税の返礼記念品に対しては、実際の自由裁量に任せるような発言をしていましたけれども、これで解散に多分なっちゃうと思うので、そうしたらまたわかりませんので、それはホールディングにしておきますけれども、町としてどういう形でやっていくのかと。

町内の物産を主に返礼品をやっていますけれども、その辺で負担率、でもアバウト、28年度決算、8,800万円で、これは基金積みまますけれども、返礼品、記念品の場合は一般財源から出ていますよね。ですよね。だからこれと別だという言い方したらそうかもしれないけれども、大体ツープイでいけば、これはプラスの形になっておりますので、記念品をどういう形でやっていくのか。この3点。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 28年度におきましては、ふるさと納税1,336万8,135円充当させていただいております。5つの使い道がありますので、それぞれにこれを振り分けて入れております。

記念品でございますが、おかげさまで町の特産品のエビですとか、あの辺好調なんですけど、一番好調なのがスペイン産のワインと、オリーブオイルと、国際交流絡みの物が大分上のほうを占めております。

記念品の負担率ですが、おおむね半分、50%、諸経費を入れますと62.3%が経費ということで、残りが町のほうへ入ってくるものでございます。

記念品、今後、いつとき返礼率が高過ぎるんじゃないかというようなことが、通達がございまして、国のほうでは3割程度に抑えるというようなお話があります。またそれも、調査ものが大分来るようになりまして、ちょっと来年の今カタログ刷ってしまいましたので、これがはける今年度いっぱい、今までどおり続けさせていただきまして、来年は当初に少し見直しをさせていただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

ふるさと納税という形ではなくなっちゃうのかもしれないですけども、28年度の使途、その金額。どういう形で使われていったかというのは、決算書では見えないですよね。使途と金額。

（「少し時間をいただいてよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと時間食うですか。という形で、違う質問を先にしていきます。局長がうるさいんですよ、早くやれと。

では、ちょっと別の質問を先にさせていただきます。

ページ99、広域常備消防の負担金ですね。1億8,229万円ですけども、男女共同参画法と

いうのがありまして、女性も男性も同じように採用して、同じように仕事につくという形でありますけれども、消防、救急活動の中で、女性の業務がどうしても必要な部分が出てきます。そういう中で、国のほうでも女性隊員の増員を進めております。広域消防でも女性対応の施設整備を急いでいます。数年で約10名の女性隊員の採用を予定して、1年に2名、今年2名採用されております。

なぜ、女性かというのと、例えばこども園でもシングルの人が多くなって、男性の保育士がいれば、大変周りによって喜ばれますけれども、どうしても水遊びとか、泥んことか、お漏らしがあって、着がえが必要になります。そのときにどうしても、保護者はその辺を心配しているわけですよ。救急でも、男性でも資格を持っています。でもなかなか、対女性に対して男性が云々というのは、やっぱりちょっと控えるところがあると。医師ならともかく、救急隊員も資格を持っていますけれども、その辺で、どうしてもそういう形で女性隊員が必要で、特に御宿町は7,600人の中で48%の高齢率、女性も半分います。

そういう中で、御宿分署には配置の予定はないんですよ。それは総務課長に事前に伝えてありますけれども、まず、できないというのは御宿分署の施設の問題があります。女性隊員の施設をつくるスペースがないという中で、どうしてもやはり私は御宿分署に、女性隊員の2名の配置があったほうがよろしいのではないかなと思う中で、はっきり言って出おけているんですよ。もうほかは施設を改修して、配置になります。御宿には配置の予定はございませんということですから、その辺で施設改修に係る話ですから、これは広域の話もありますけれども、町の受け入れ体制をどうするかという問題がございます。総務課長でも、町長でも、どちらでも、女性隊員を必要とするのか。するのであったら、町として受け入れをどうするのか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご承知のように広域の中で、今おっしゃられましたけれども、10名の女性隊員を募集するというので、このたび勝浦市といすみ市の消防において、部屋の改修の準備がなされているということでございます。

私は直接は伺っておりませんが、御宿町についてのまだそういう、御宿分署についての考えはまだ持っていないということでございます。広域消防全体を見てのいろんな配置とか考え方もあろうかとは思いますが、ある意味では、公平という面では、私どもも要望なり、あるいは考えをいろんな意見交換してやっていく必要があるのではないかと考えておりますけれども、今後、首長会議等ありましたら、いろいろな意見交換をして検討していきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） いや、私の聞いているのは検討ではなくて、町長が御宿町に女性隊員を必要とするかしないかという判断をもって、広域の業務ですから、するのかと。広域と相談するんじゃないんですよ。あなた自身が判断する話なんですよ。

それで広域のほうへどう持っていくのか。女性隊員要りませんよというのか、ぜひ配置という形で協議していくのか、それだけなんですよ。広域で協議する話はないんですよ。町長が女性隊員を必要だというなら、それなりの場をもって、予算とかいろんな話が出てくるわけであって、現状ではそういう形ではないという話が広域でありますので、じゃ、現実的に今、工事が入っちゃっている、設計も入っちゃっていると。工事に入って、もう配置になるという状態なんですよ、現実。だから出おけているんですよ。僕はよく知りませんが、広域へ行っていないので。

田邊課長、お願いします。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 活力あるふるさとづくり基金の使い道でございますが、すみません、ちょっと予算ベースでお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

（「決算で」と呼ぶ者あり）

○企画財政課長（田邊義博君） いや、決算になりますと、充当先の事業が、事業費が下がったところとか、少し下がりますので……

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○企画財政課長（田邊義博君） はい。

ミヤコタナゴ保護・増殖事業ですね、建設環境課、教育課に分かれますが、そちらに300万円。あと御宿スペイン友好公園、御宿メキシコ友好公園に20万円。町道1089号線、記念塔の下の落石防止工事に250万円。あとは、高校生医療費助成事業に25万円。児童インフルエンザ予防接種費用助成事業に35万円。2歳児フッ素塗布事業10万円。多子世帯の保育料軽減事業に35万円。病児保育事業に35万円。入学準備金に15万円。観光地ブランド化事業ですね、パッションフルーツ関係です、こちらに20万円。小型漁船漁業就業者確保育成事業に60万円。有害鳥獣対策事業、こちらは電気柵の補助50万円を含みまして、こちらについては100万円。あと種苗放流、これはマダカアワビの中間育成等です、こちらに100万円。漁礁の整備事業に50万円。ON19サミット事業に100万円。定住化促進事業に240万円。あとエビアミー号の運行事業に200万円。このような事業に充当させていただいております。

こちら予算ですと1,595万円の充当を見ておりましたが、記念塔の落石防止の200万円など繰

り越してしまいましたので、ちょっとその分が減りまして、実際充当をかけたのが1,336万8,135円ということになっております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番。

大変広範囲にわたって支出、寄附のお金が使われておるということが実際にわかりました。大変有効的に使われていると思っています。今後とも直結した話で、ふるさと納税のお金と言っちゃおかしいですけども、一般財源に入った中でどうやって使っていくかという中で、なかなか判断は難しいと思うのですけれども、いろんな形で活用していただければと。

言葉は悪いんですけども、あぶく銭という言い方はしませんけれども、今までにない財源ですので、それと兼ねて記念品も町内から発送しているというので5,000万円弱の経済効果があると、ちょうど中央国際高校のあれがちょうど5,000万円と、きのう担当課長から聞いておりますので、ちょうどそのくらいの効果が出ているのかなと。

次にいきたいと思いますけれども、1点、負担金・分担金について。これは負担金の審査会があるということも聞いておりますけれども、19節ですね。これを例えば一つずつ、根掘り葉掘り聞いていけば、あしたまでかかっちゃうと思うんですよ。

そういう中で、議長、ある程度の形の中で書類提出という形をお願いしてよろしいですか。今、それともここで全部聞いていっちゃっていいですか。2時間かかりますよ。どっちでもいいですよ、議長の判断で。

○議長（大地達夫君） 後日、書類提出ということでもいいですか。

○1番（瀧口義雄君） では、ある程度ピックアップしたものを議長経由で出したいと思います。では、負担金・分担金に関しては、文書で後日お答え願えるという形をお願いします。

次に、ページ38、ページ49。

エビアミー号の件についてお聞きしたいと思います。

始めて、高齢者に限らず、私たちも利用して、大変利便性のいい形になっております。また、石井議員も言われましたけれども、ポスト、停留所の増設もなされました。またもう少しする場所もあるのかなと思っております。私も何回かこの議場で、この件に関しては質問をさせていただきました。

というのは、空白の時間がございますよね。空白の時間の解消と、それといろいろな中で1時間に2本、要するに30分台ができないかという質問もした覚えがあります。答弁も覚えています。それは繰り返さないとして。

そういう中で突然に、お知らせ版で、時刻表が全部変わったと。30分前倒しになったということで、確かに地域公共交通の委員会が2回開かれたのも、1月と6月に開かれたのも承知しておりますけれども、まずお聞きしたいのは、この歳入ですね、それと歳出、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 37ページの地域公共交通確保維持改善事業費、歳入ですね、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の327万1,000円。こちらが、補助対象経費が654万3,244円ありまして、これの2分の1が補助されるものと、あとこちらの38ページの雑入の下のほうに乗り合い運行旅客運賃というのがございまして、こちらが104万8,500円。こちらが通常の1回300円の積み重ねのものでありまして、あとはその下の回数券の売り上げということで、これは回数券のほうで37万5,000円売っております。

歳入が469万4,500円、歳出が、支出のほうで、業務の運行委託でございまして、877万261円ございまして、408万2,761円。これが一般財源で負担する分になっております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 私の電卓が狂っているのかもしれないですけども、歳入は435万7,000円じゃないですか。歳出は880万9,361円じゃないですか。歳出は3万2,100円と、地域交通運行事業委託877万円、これを足せば880万円にならないですか。

さっきあなたが言われたように、これは電卓の話ですから。質疑応答じゃないですから。大体こんなものは計算しておくのが普通じゃないですか。何度も言っているじゃない、俺は電卓ないけれども、あなたはあつたでしょう、立派なのが。もう一回、隣の人に計算し直してもらいなさいよ。

それでまず、質問なんですけれども、運行状況ですね。利用実績、年間と月別と時間別ですね。それと、普通こういう変更するときは、乗降調査というのをやるんですよ。私も交通関係にいましたので、陸運事務所はなかなかうるさいです。どこで乗って、どこでおりたかと。

それと使用車両についてお聞きしたいんですけども、どう見ても新車じゃないと思うんだけれども、何年前の中古で、利用者の保険はどうなっているのかと。このくらいにしておきますよ。また言われますから。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 利用者数等でございますが、地域公共交通会議の資料がございまして、これ後ほど紙ベースでお配りするということでもよろしいでしょうか。細かいも

ので。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） ぜひ、そうしていただきたいと思うんですけども。

まず会員がどのくらいいるのかね。それと、年間でどのくらい利用したのかと。あと月別でどのくらい利用者があったのかと。あと一番大事なのは時刻別ですね。とりあえず、じゃ、時刻別だけを教えていただけないでしょうか。年間はいいですよ。じゃ、時刻別のもの。

（発言する者なし）

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） まず、資料があるんですか。時刻別の。

（「あります」と呼ぶ者あり）

○1番（瀧口義雄君） ある。あると言うなら、質問します。

では、先ほどの計算から。

先ほどふるさと納税で200万円補填しているという形ですけども、200万円足しても200万円足りないですよ。歳出が大体880万円ぐらいいっていますから、収入が435万円ですから、200万円出しても足りないという中で、あとの200万円はどこから出ているかと。一般会計は出ていますけれども、どこの項目から出ているのか、ちょっと探しても見つからなかったもので、ごめんなさい。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと時間の猶予をあげたいと思いますので。

運行状況、利用実績、時刻別、もう一つは、一番大事なのはJRの利用者がどのくらいあったのかと。どうして、変更はわかるんですよ、電車に合わせたと言え、それはわかるんですよ。そういう利用者もいると。また、2年間これで生活を安定した人もいるし。皆さん、言っているように、これが足で、命の綱でございます。大変いい形態の運行ができております。

そういう中で、利用者の声をどうやって聞いたのかと。ちょうどエレベーターと同じですよ。公約だ、政策だといって、データがゼロですよ。だからこれは時刻別のデータがあると。それはわかっていますけれども、私もアミー号の一応会員になって、利用させていただいて、そういう中で、利用者の声を聞いたと。バスにアンケート用紙が乗っていたとか、私も会員でアンケート調査が来たとか、一切ないんですよ。

7時30分とか8時30分。それは着くのは大変いいんですよ。ただ8時の、9時の、これがな

くなっちゃっているんで、それで生活の利便性を確保した人も現実にいるわけですよ。特急に乗りたい人もいます。

だから簡単なのは、7時30分のバス、8時30分のバス、それを増設すれば、なんてことはなかった。より利便性が高まるんですよ。バスというか車の場合、営業用は大変、陸運事務所は労務管理が難しいです。特に事故があってから、この数年間きつくなっています。労務管理、それともう一つは委託料の変更もあります。そういう中で、僕が思うに、1時間に2本あればもっと利便性が高まります。もっと空白の時間がなくなれば、もっと使いよくなります。

免許返上とかいろいろと言っていますけれども、不安があるのは、やっぱり今の状況ではなかなか免許を捨て切れないという面もあるし、現実に車を持っていない人は、御宿台に限らず、多くいらっしゃる。そういう人が、これができて、これはドア・ツー・ドアですから、大変、簡単に言えば、重宝しています。助かっています。もっと言えば、もっとよくなってもらいたいという思いが強いんです。

そういう中で、一番の問題は、変更にあたって、これがプラスの変更になればいいんですけども、7時30分、8時30分台を増設していただければ何の問題もなかった。もっとプラスになれたと。

私も、すみませんけれども、総務委員会に入っていますけれども、全く知りませんでした。お知らせ版で知っただけですよ。総務委員会なんか、ないんじゃないんですか、御宿町は、総務委員長。全くそういうもの、協議も何もなされない。議会が機能していないんですよ。

そういう中で、利便性が高まるのはいいんですよ。ただ、利用者の声、変更したというなら、それはそれでいいですよ。じゃ、それをどうやってそれだけ、全面改正ですからね。こんなのJRだってあり得ないんですよ。うちのほうのバス会社だってあり得ないんですよ。あり得ないことをやったんですよ。今まで利用していた人が、JRに乗らない人は不便を感じているんですよ。

利用者の声をどうやって聞いたんですか、JRを利用する人の。私、最初言ったですよ。乗降場所、乗った場所、おりた場所、これはデータとして、乗降調査というんですよ。これはどうしても必要なんですよ。それがあって、この公共交通の会議にかけるんですよ。利用者の声、私も利用者です。300円ですけども。全く聞いてないですよ、はい。あなたは大変偉いから、それでやっちゃうんでしょうけれども、そういう意見が一つや二つあったんでしょう。

でも、現実的には、まずエビアミー号の会員も聞いてないし、時間帯のあれも聞いてないんですけども、そりゃ何人かいるでしょうよ。でも、多くの人がJR、今度はエレベーターも

つくるし、より頻繁に使うでしょう。そうしたら、30分台と8時台、要するに00と30の時間帯を増やしていくと。労務管理、いいましたから、費用はかかっていくでしょうけれども、より利便性の高いものにするんであったら、そうすべきであるし、マイナスにならないように、よりプラスになるような形でいくべきではないんですか。

全く委員会開かれたのを私も、1月29日ですか、それと6月15日ですか、承知しております。会議録も見ております。そういう中で、やはり協働の町づくりを標榜している中で、高齢者に優しい町づくりと標榜している中で、このやり方は何ですか。余りにもあらっばしいんじゃないですか。私はそう思いますよ。利用者の声も聞かない、議会にも諮らない。議会が機能していないというならそれまでですけども、全くそういうのを知らない。突然お知らせ版で出てくる。総務委員会、解散したほうがいいですよ、はい。こんなひどい話はどこに行ったらあるんですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 大変失礼しました。目的別の集計という……

（発言する者あり）

○議長（大地達夫君） ここで暫時休憩します。

（午後 3時35分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き質疑を始めます。

（午後 3時59分）

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

このエビアミー号は、大体高齢者の利用が大変多いと思うんですよ。そういう中で、低床の車と、できましたら障害者の方が乗れるような形。今、ユニバーサル仕様で大体、公共交通機関ですか、大体そういう形でいっております。タクシーでも車椅子で乗れるタクシーもございます。そういう形で、委託料も多分上がると思うんですけど、いろいろな意味を考えて高齢者に優しい町という形の中で、費用もかさみましようけれど、ぜひそういう形で優しい町づくりに寄与していただければと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 今後、時刻表の変更などにつきましては利用者の声を聞きな

がら進めてまいりたいと思います。また、バスの変更のご提案でございますが、これにつきましては検討させていただきます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

一般会計決算ということではありますが、ちょっといつも順路立てますけれども、少し順不同で。

58ページであります。これは総務費の中でありましてけれども、この中の19節負担金補助及び交付金という中に聞きなれない説明がございますので、予備費から充当43万4,896円というふううたってございますが、この事務について説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 決算書58ページ下段に、個人番号カード認証業務交付金という記載がございます。その上から2番目、67万4,000円についてなんですが、平成27年についた予算を28年に繰り越しました。1回目、その下段にあります56万3,000円を繰り越しまして、28年度に支出しました。出納閉鎖期間に残額で35万円程度あったんですが、それを不用額として処理してしまい、29年、今年の4月25日に27年度の歳入を含む67万4,000円の請求がございました。その中で、4月25日のお話でございましたので、議会に歳入歳出とも補正をお願いすることができず、戸籍住民台帳費の中の流用、残額を集めまして23万9,104円と、予備費から43万4,896円を用立てていただきまして、その67万4,000円を支払いさせていただいたところでございます。

この事務に関しましては、国からの間接補助ということで、国から町に入って、委託しております機構のほうにこの金額が流れるわけでございますが、その情報を察知することができず、このようなことになってしまいました。今後はそういった補助金の情報も正確につかみながら、事務に遺漏ないように努めていきたいというふうに考えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

決算は認定という議会処理というふうには先ほども伺ったところでございますが、今、事務方から答弁いただいたところでありまして、非常に驚くべき内容でありますので、今後、特に国・県等におかれましては、歳入歳出というか、受けるとすれば歳入になると思いますけれども、出納閉鎖ぎりぎりのが最近非常に多くなっているという中で、決算の報告にも予算現

計というんですか、常に歳入歳出の帳尻を合わせながら、きちんと事業を執行していくというようなことが、たしか指摘をされておったんだらうなというふうに思うんですね。

それは、私もそのように思いますので、ぜひ今後は、特に国・県に関しましては、要するに3月31日以降というのが非常に多くなっているのが実情だらうというふうに思いますので、事務方とすると非常に判断が難しいということかも知れませんが、そういうことにつきましては、あらかじめと申しましょうか、年度末ぎりぎりまでにならない間に、きちんと上級官庁とさらに今後の事務について、ほかにもさまざま事業をやっていると思うんですね、改めて確認をしながら最終補正、3月ですよ、3月定例議会にいつも最終補正を出すというふうに思うんですけれども、その調整についても多分、2月ですから、1月末から一般的に、2月初めぐらいですか、に議会側に議案書という形で提案をされるんだらうなというふうに思いますけれども、ですから相当早い段階になるかとは思いますが、それも含めまして、いま一度精査して、丁寧にとということが非常に大事だらうなというふうに思います。

これは、町長の提案しているものでありますので、もう一回事務方から答弁いただきますけれども、最終的なこういう事務の流れというのは多分私が今お話しさせていただいた内容だらうなというふうに思いますので、その辺のところは、やはり町長、機敏にきちんと、ひとつひとつ丁寧な事務をとるような形で管理、監督していただく必要があるのかなと思います。まず事務当局から答弁いただいて、町長から最後にいただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 石井議員おっしゃるとおりでございます、私どもが上級官庁との確認事務を怠ったということが今回の原因であります。年度末、こういった時期に補助金が入ってくる情報をいち早くつかむように、今後、努力していきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘ありがとうございます。

今後とも事務に取りこぼしや遺漏のないよう対処していきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

そういう意味では、事務の統括官ということで、町長は副町長を置かれたかというふうに拝察をいたしますので、副町長とその辺のところは綿密に調整をされて、指揮監督していただくようお願いを申し上げたいと思っております。それが町民のための仕事をしていくということだらうなと思うわけでありまして。

次に移ります。先ほどちょっと議論になっておりましたので、改めて確認をさせていただきます。94ページでありますけれども、月の沙漠記念館改修工事ということの中での、いわゆる工事監理費と実施設計委託ということではありますが、たしか私、この所管の委員会に属しておりますけれども、エアコンですね。これが冬期、たしか展示室であったかと思っておりますけれども、作動しないということで協議があったかというふうに思います。これ、冬もそうなんですけれども、多分今年もとまっているんじゃないかと思うんですね。

たしか途中までの協議で終わったというふうに思いますけれども、それも一定の資料が添付されていたように、ちょっと今、先ほどの議論を聞いていて思い起こしたところなんですけれども、いま一度この内容について説明と、今私が質問した部分についても答弁を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 先ほど瀧口議員のほうにお答えした中で、多少金額の差異というか、2つに分かれていたということがございますので、改めてお話しさせていただきます。

実施設計委託の81万2,160円につきましては、外壁塗装工事に係る設計業務委託といたしまして39万3,120円、空調の改修工事に係る設計業務委託といたしまして41万9,040円ということで、2本の委託がこの中に存在してございましたということでございます。

石井議員のほうから、今、空調の関係でご質問ございまして、これにつきましては、この設計の中で大きな金額の設計がされたわけであります。その中で、産業建設委員会のほうに、これにつきましては、展示室につきまして2,500万円ということで提案させていただいたんですが、金額が大きいということで、ほかに何か方法がないかということで、持ち帰りということで今、検討させていただいております。

リースも含めて、単純に工事して直すのではなくて、リースで、年度を分割した形で、年度、年度の金額を落とすような形でやる方法もございますので、その辺はちょっとまた検討を今まだしている最中がございますので、その辺をまとめた段階で、また産業建設委員会のほうにはご報告させていただいて、意見いただければということでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

そうですね。たしか空調に関しては全体で4,000万円ですか、その約半分が不調になっているということの説明だったように私も記憶をしております。もうこれ、9月議会ですよ。

この次はいつになるんでしょうかね、3月議会でしょうか。まだ一切あの時から協議がなされていないと思うんですね。それについても、今課長が提案された内容でいいのかどうかも含めて、丁寧にきちんと説明されながら、先ほどもリノベーションだとかさまざまなご意見がさっきあったかと思うんですけれども、それから長寿命化計画ですか、こういうのもたしかこの年につくられていると思いますけれども、今日はそこまでちょっと触れませんが、そうしたものの中で、じゃ、記念館の運営をどうしていくのかということの中で、大変多額ですから、それが議論されていくんだろうなと、私は個人的に考えているんです。

と申しますと、やはりかなりの協議する内容が私は当然あるのではないかなと。要するに時間がかかるのではないかと。そうしませんと、今提案されたもので本当にいいのかどうなのかというジャッジメントができない、判断ができないと思うんですね。それ12月までにできるんでしょうか。たしか夏も大変蒸し暑いような状況だったように私も記憶をしております。それよりも、やはり冬場のほうがやっぱり来館者、かなりこたえておったようでございます。

それから、この記念館では、先ほど報告もありましたけれども、たしか2月から3月ですか、つるし雛飾りもやられておりました。それもたしか今年度もやられるやにも伺っております。そうしたものも当然その中に入ってくるというふうに思いますので、そうすると、いつもはそこに、職員は事務棟のほうですね、事務棟と販売のほうにいて、展示室のほうは何かない限りはふだん行かないというふうに思いますし、一般観光客はそんなに長時間滞在していないということもあろうかと思えますけれども、そういうイベント時では、当然朝から晩まで、飾りつけから含めて、相当長時間、主催側の人はその場を利用するわけでありますので、そんなことがもう目前に迫りながら、全く協議がないのではないかというふうに思うんですけれども、それについて、最後、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 内部でもその辺は協議をしているところでございますが、このイベントにつきましては、別の体制でできるものかどうかということで、臨時的に暖をとれるような形で考えていこうと思っております。この空調につきましては、新年度予算に要求するために、今後協議に図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。ゆっくり時間をかけて協議をするということで、事務については了解いたしました。

次に移ります。28ページであります、これは衛生費県補助金の中で、南房総広域水道用水

供給事業ということでございます。812万5,000円何がしということになってございますが、この南房総広域水道につきましては、今、水道事業の統合の事務をたしかされていたというふうに思うんですね。平成28年度にどのような事務がされたのか、どこまできたのか。また、せっかくの機会ですので、改めて今の直近の状況も含めまして説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、南房総広域水道企業団の関係で、水道の統合関係の事務の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

28年度中の取り組みといたしましては、各構成団体の課長級で構成します研究部会、それから各班長級で構成します作業部会、それぞれの二部会が設けられておりまして、各構成団体の水道施設の状況、いわゆる導水管がどういうふうな仕組みになっているのか、浄水場が何個あるのか、そのところでの施設の能力はどうであるのか、非常に詳細な内容について取りまとめを行っております。

南房総広域水道企業団のほうで、専門のコンサル会社のほうに取りまとめ事務を委託業務で出していただいております。施設の効率化について何パターンかの案が示された内容です。まだ、決定には至っていない状況でして、今後どういった形で統合に向けて協議を進めていくのか、これが今後、具体的に話される予定になっておりますが、全部の中で統合パターンといたしましては、浄水場等について、今後の人口予測をもとに施設の統廃合を行っていくものがベースとして考えられております。これについては、今後経営を進めていく中において、経常経費の抑制を図るための案でございますが、5パターンほどある案の中の一つとして、御宿浄水場の廃止というものも案の中の1パターンとしては示されております。

町といたしましては、仮に統合した場合について、御宿町の浄水場が廃止された場合には、今現在、約3分の1ほどを南房総広域水道企業団から受水しているわけですが、仮に廃止になった場合については、残りの3分の2についても南水のほうで供給をするというような案です。

しかしながら、町といたしましては、水道のライフラインが2系統、いわゆる自前で、御宿ダムがせつかくあるものですから、2系統を維持しておいたほうが有事の際に、どちらかが仮に大規模災害のときに潰れたとしても、片方で水の供給が可能であるという中から、御宿町については廃止について強く反対をして、今、協議に臨んでいるところです。

具体的には、例えばいすみ市さん、勝浦市さん、また、下りまして鴨川市さん等、1つの自治体で2つ、3つと浄水場がある団体が非常に多いものですから、御宿町はたまたま1つしかございませんので、違うパターンのケーススタディの中で検討をしていくよう働きかけをして

いるところでございます。

統合につきましては、従来から石井議員さんのほうからもいろいろと細かいご提言、ご助言をいただいておりますが、従来と変わらず、30年度あたりをベースに基本的な合意形成をした後に、最終的には合意に踏み切った段階においては、その先5年で末端給水水道も統合するというような計画、スケジュールとなっております。まずは、今現在コンサルで示されました書類をベースに、統合案についての基本合意を平成30年度中に交わしたいというところを目標に、今現在、事務が進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

広域水道の件であります。事務状況の説明がありましたが、いわゆる町の、今、説明の中で、御宿町の用水事業をなくしたらどうかというような提案だということですが、それは、町は必要だというご主張をされているということで、私も全くその通りなんです。改めて申しますが、やはり夏場の渇水期、御宿町は観光を含めて需要期と重なります。その中で、取水制限等かかるのが一般的でありますけれども、それを少しでも緩やかにすると。それから今、課長おっしゃいましたけれども、やはりこの南房総、特に南房総導水路につきましては非常に軟弱な地帯だというふうに伺っております。どこか一つとまっても、非常に長期にわたって水が枯渇する可能性もなきにしもあらずだと思います。

特に最近の予報では、また地震の可能性というのが少し高まったようなニュースも伺っているところですので、ぜひそういうところはきちんと主張をされて、かかわるのはやはり住民の命の源が水だというふうに理解をしておりますし、東北でも、やっぱりきれいな水が医療を含めまして非常に大事だったというのが経験的にも語られているところですので、そういうところも含めまして総合調整、特に町の利益に対しては、町長に先頭に立っていただきながら、調整を図っていただきたいと思います。町長、それでよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、殿岡課長から説明がございましたが、そしてまたご指摘いただきましたが、しっかりと対応していきます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

次に移ります。38ページであります。これは諸収入の中でありまして、同じ広域でありま

すが、ごみ処理、これは雑入ですね。雑入の中でありますが、ちょうど38ページの中ごろに広域ごみ処理施設整備事業費返還金545万二千何がしという決算調整額でございますが、この内容について説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、広域ごみ処理施設整備事業費返還金でございますが、こちらにつきましては、今現在、各議員の方ご承知のとおり、これまで検討をされておりました広域ごみ処理施設の建設計画については、東京オリンピックが終わるまでの間、一時中断という形の方針が決定をされました。

それにつきまして、これまで町として事業費割、いわゆる造成費であるとかいろいろな部分で負担金を拋出しておりましたが、未執行な部分につきまして、一旦清算をするという運びになりましたので、町が負担した相当額について返還をしていただいたものでございます。

なお、現在につきましては、まだ、一切白紙になったわけではございませんが、一旦中止という段階で、今もなお続いているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

一旦中止ということで、事務も全く政策事務を行っていないということで理解してよろしいかと思えます。ただ、オリンピック含めて、そんなに先じゃないということと、やはりもうここまで来ていますので、新しい、今の時代、もしくは時代に先駆けた、そういうようなごみの処理のシステム、こうしたものの研究も一方で必要ではないかなというふうに思えますね。それをどこで行うのか。

この間どうも、私も一時、広域の議員になった時期がありまして、ちょうど第1期と第2期の間ごろだったんですね。そうした経過もよく広域の中で議論はさせていただいた記憶もあるわけですがけれども、3回目ってあるのかなという感じが非常に、そのときの私の経験から、個人的な経験ですがけれども、思うわけですね。

そういう中で、やはりこうしたもの、これからについて、やはりなかなか事務がたくさんあるとは思いますがけれども、例えば自然エネルギーの利用だとか含めまして、さまざまな課題があるわけでありましてけれども、それと同時に、この分野もひとつひとつ精査していく、順次例えば資料を集めてみるとか、一定の協議を町としても行っていくと。それで、例えば広域で、この次、話になるのがいつかわかりませんが、そうした中でも意見具申をすることなども含めまして、初めて何年かたってみて、誰も何も考えていない、そんなことはないと思うん

ですけれども、ごみというのは毎日のことですので、基本的に地域内処理ということもあろうかと思っておりますので、私は非常にそういう、今の調査というのは非常に、この時期だからこそできる事業ではないかなというふうに思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） ただいまごみ処理の方式についてのご指摘、ご助言でございますが、今ご助言いただいたように、確かに御宿町の清掃センター、また近隣の、いわゆる今回の夷隅郡市内の枠組みで協議をしていましたその他の団体のごみ処理施設も非常に老朽化が著しく、広域ごみ処理施設の建設に向け、今中止になっておりますが、オリンピックが終わった後の検討というところでは、なかなか待ち切れない状況で、それぞれの団体が何らかの改修に着手をしたり、また検討をしたりしているのが実情でございます。

そうした中で、ただいま石井議員さんからもご指摘があったとおり、新しいごみ処理のあり方であるとか、また、ごみを新しいエネルギーに変える方法であるとか、今、時代に合わせたいろいろな新しいスキル、方法というものも出てきているところでございます。こうしたところで、確かにこれまで産業建設委員会のほうからも合わせて、ごみ処理の方法等については随時検討を進めるようにというご指摘も常日ごろからいただいているところです。

まだまだ思うように研究が進んでおりませんが、いろいろな部分での資料の収集であるとか、情報収集、また、御宿町での清掃センターについても大分劣化が著しく、今回の補正予算、また、28年度決算においても出ておりますが、ごみの燃焼の外部委託等も出さざるを得ないような炉の状況になっておりますので、今後、産業建設委員会も含めて、どんな方法がいいのか、お知恵をかりながら、維持管理、そして今後のあり方等について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

激務の中だと思っておりますが、前向きに検討していただければと思います。

次に移ります。42ページであります。これは総務費一般管理費の中で、いわゆる特別職の給料ということでございます。

たしか町長が再当選された中で、政策変更があったやに記憶をしておりますけれども、この辺について、もし時限立法と申しましょうか、減額しなかったら幾らなのかを含めて、この特別職の給与について説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） お話ございましたとおり、町長の給料に関するものでございます。こちらにつきましては、昨年の12月23日まで、町長等の給料の特例に関する条例によりまして、100分の50に相当する額を減じた額ということで積算のほうしてまいったところでございます。それ以降につきましては、条例の本則の適用になるということになってございまして、具体的には特例期間中は月額38万円、その条例が効力がなくなった後につきましては76万円というような金額で支払いをしておるものでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。年度途中に変更があったということですが、それは時限立法と申しましょうか、100分の50があったのかということか、逆に言うと減じた額ですね。どちらでもいいんですけれども、12月23日まで減じた額でもいいし、差額の部分ですね、それが幾らになるのか、説明を求めます。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 11月までの8カ月につきましては、38万円掛ける8カ月ということで304万円、それから1月以降の76万円に関しましては3カ月分で228万円、それから12月につきましては日割り計算させていただきまして、46万6,363円という支払いをしております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

それでは、町長にお伺いをいたしますが、この政策変更ですよ。たしか2期に渡って50%カットという政策をされてきたというふうに思うわけでありませうけれども。それと新しく当選されてからは、条例提案をされておられませんので、いわゆる100%というふうになっているかと思えますけれども、その2つについて、町長としての所感を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 2期、100分の50ということで減じて報酬をいただいてまいりました。私自身としても、非常に厳しい内的な事情がございましたが、公約として町民のためにしっかりと仕事をしなくちゃいけないということでやってきたわけでございます。3期目に入りまして、3期目の公約については100分の50は掲げておりませんが、同士の皆様方や、各面からいろいろご指導、ご助言等いただいた中で、100分の100をいただいて、しっかりと仕事をなさいたいというような言葉も多くいただきましたので、そのような中で務めさせていただいております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 3回でしょうから。今、町長の所感ですので、論評と申しますか、再質問はいたしませんけれども、やはり給与というは、今、町長おっしゃられましたけれども、働く上と、それともう一つは、社会的影響というのが私は非常に大きいというふうに思うんですね。そういうことも踏まえていただいて、町長としての職責は何なのかということが一番大きいところだろうなというふうに思うわけでありませう。

これは町長ご自身の考えでございますので再質問はいたしませんけれども、やはりこの40億、かなりの金額ですよ、決算ね。今年ももう36億、一般会計で超えていますよね、補正予算ね。これ、当初計画から見ても、相当に金額が張っているわけです。でも今日、午前中もありましたけれども、じゃ、政策予算が膨らんでいるということになかなかならないというのは、町長も答弁があったかというふうに思うんですね。そうした中でのことですので、やはりじっくりと考えていただくということと、その重みというのはさらに増しているというふうに私は思いますので、そういう面でもしっかりやっていただくということになろうかと思ひます。

次に移ります。次に、50ページであります、これは総務費の中の企画費でございます。この中の委託料の中で、移住・定住プロモーションとか、それから、その次に交流プログラム参加者施設使用料とかあるわけでありませうけれども、いわゆる移住・定住でさまざまな事業を町としてやっているというふうに思ひます。今年も間もなくそうしたプログラムがあるのかなというふうに思っているわけでありませうけれども、この平成28年度に、どのような事業がされたのかと。総括です。それから、これももう始めてから随分、何回かやられているというふうに思ひます。そうした中で、全体的な総括です。これからどうされていくのか。まずそうしたものが今年の中に反映されているのかいないのか含めまして、説明を受けたいと思ひます。ここでなければ、予算的には載っていると思ひますので。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 移住・定住プロモーション映像作成委託でございますが、こちらの移住・定住のための30秒、60秒バージョン平日編、休日編、移住編というのは3つつくらせていただいた経費でございます。また、今年につきましても、同じぐらいの長さで3本、現在つくっているところでございませう。

こちらにつきましても、千葉銀行の支店の待合室ですとか、また、今年度におきましても、8月に東京駅の京葉線から新幹線のほうへ行くところのコンコース、そちらのほうの柱にビデオプロジェクターがございまして、そんなところで一月間、放映をさせていただいております。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、日本メキシコ学生交流プログラムの施設使用料ということでございます。

これにつきましては、千葉工業大学の施設を利用しておりますので、御宿研修センターの分と新習志野寮の分ということで、合計が83万2,600円ということでございます。これにつきましては御宿の研修センターが13泊ですね。あと新習志野寮が7泊ということでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

私の説明を求めたところはわかりましたが、もう一方で、いわゆる移住・定住プログラムで、町に来ていただいて、町を紹介するプログラムがありますよね。今年も多分、間もなく行われると思うんですが、それがこの決算上、どこに出ているか、ちょっと今わからないんですけども、そのことなんです、一番私が聞きたかったことは。わかりますよね。よろしいですか。

具体的に、他地域にお住まいの方に御宿に来ていただいて、町内を見ていただいて、できれば定住を勧めるということだろうと思うんですけども、その事務について、伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 今お話があった移住・定住プロモーション映像作成委託の上の2つ目の農産物管理生産委託ということで、当日の農作物を自前でつくって、農家の方につくっていただいております。また、使用料及び賃借料にいきまして、バスの借上げ料4万3,200円ということで、これは町内を巡るバスをお借りしているものです。以前は東京駅からバスで皆さん連れてきたんですが、東京駅から御宿駅までの距離感も見ていただきたいということで、現在は現地集合、御宿駅前の現地集合ということにしておりますので、バスは町内だけ借り上げをしているものでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） ですから、その事業がどういう効果があったのか、なかったのか。それから、今来ていただいた、もう何年もやっていますよね。これ何回目なんですか。何回目でもいいですけども、そうしたものの積み重ねの中で来ていると思うんですね。残念ながら、成功したというお話はまだ伺ってはいないんですけども、それはそれとしても、その中でどういう特徴点があったというか、そういうことはどのように把握されていたのかと。それが今

年どうなっているのかということになるのかなと思いますが、おわかりになりますか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 失礼いたしました。ツアー自体は23年度から実施をしております、おっしゃるとおり、残念ながら、その中から移住された方はまだいらっしゃらない状況でございます。

前にもちょっとお話をしましたが、最初観光ツアー的なものやっていたんですが、いらっしゃる方が、観光で来ているんじゃないから、もうちょっと生活に密着したところを見たいということで、なるべく町の中を、不動産屋さんなどに来てもらってご案内していただいたりもしているんですが、なかなか、もっと自由な時間が欲しいというようなお話もありまして、今まとめてやっているのは農産物の収穫体験と、あと船で網代湾のクルージングをやっております。あとは、ほぼ御宿台の秋祭りに合わせていきますので、移住の先輩たちにも話を聞く機会を設けたりということでございます。

やっていて、今まで余り、さっきも言いましたけれども、移住者がいないということでございますので、これからは軸足をお試し暮らしのほうへシフトいたしまして、こちらで来ていただいて、自由に町を見ていただくというような形にしてみたいと考えております。もちろん来た場合には、そのまま、ただ来て泊まっていたいただいて勝手にということではなくて、こちらで一定のご案内などをしながら、町内の、御宿で暮らした場合のイメージをつかんでいただきたいと思っております。

移住定住ツアーにつきましては、これでおしまいということではございません。また、補正予算でお願いしております、地域おこし協力隊の方のご協力などをいただきながら、また、そういう方のご意見も入れまして、リニューアルといえますか、ブラッシュアップを図っていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

先日の一般質問でも少し触れましたけれども、やはり先進地では、いわゆる強力なサポーターですね。本当に親身になってその方を迎えられるというんですかね、問題を解決していくというところが一つの大きなポイントだろうなというふうに考えております。

そういう面では、地域おこし協力隊の新しい発想と申しまししょうか、提案というのは非常に参考になるのではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、でも、たしかその方は町内の方ではないんですよね。ですから、町内にどういう方々がお住まいで、どういうスキル

といひましようか、経験などをお持ちなのかということ、なかなかわからないと思ひますので、そこはやはり職員の皆さん、一番よくふだんから、狭い町ですので、よく住民の方とも接しているというふうには思ひますので、そうしたことをきちんと人材バンクですか、一般質問と重なりますけれども、そういう形で登録だとか含めまして、やはり受け入れる農家もそうだし、漁師のほうもそうだし、定住もまさにそうだと思うんですけれども、そういう条件をそろえておくというのが、私は最低ではないかなというのを、ちょっと先進地の事例を見て改めて感じるところでございます。ぜひ今後そうした形で事業のほうを精査されるということをお求めて、次に移りたいと思ひます。

次に、これは74ページ、民生費であります。児童福祉施設費で、いわゆる御宿認定こども園造成工事ということで、この中には外構工事とあるわけですが、それから草刈り業務委託等49万6,800円というふうには載っております。これはたしかこの間の説明ではのり面の草刈りではないかなというふうには思ひますけれども、それも含めまして、特にイノシシの問題、それからいろいろなダニだとかそういう問題、それから蛇だとかそういうことも、今年ハチも大変多いというふうには伺っております。そういう面では、周辺の維持管理費というのは大変大事だろうなというふうには思ひますが、この内容について説明をお求めたいと思ひます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 草刈り業務委託でございますが、これにつきましては、今議員さんがおっしゃったこども園、高台に立っておりますので、そののり面部分の草刈りでございます。役場におきましては、草刈りといひますと町の職員が行ったり、臨時職員が行ったりしているわけでございますが、のり面で危険だということで、業者委託をさせていただいたところでございます。そのほかのこども園の奥ですね、駐車場の奥については、引き続き職員、臨時職員で対応をしているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

そうしますと、いわゆるのり面から上のところだけなんではいひょうか。あそこはたしか、今、認定こども園が建っているところは、用地が2段になっていましたよね。当然こうしたところもきちんと維持管理できていないとまずいというふうには思ひますけど、その辺は、誰がどのようになっているんですか。どのように決めたんですか、認定こども園が設置されるに伴って、そういう維持管理について。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） その土地につきましては、平成28年度にこども園を建設しているときには現場事務所を建てておりました、また作業員の駐車場として使っておりました。この3月にこども園が完成しまして、その前に作業事務所等は撤去いたしました。29年度に入りまして、その下の土地の管理につきましては企画財政課と協議し、28年度に引き続き保健福祉課で管理することといたしました。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） それこそ、そんな予算あったんですか、それとも、それは手弁当でやるということなんですか。これは28年度の決算の審議ですけれども。

だってこれを、だったらその辺、周辺、特に今どういう状況かと私、説明いたしましたよね。フェンスがあるからいいってことじゃないですよ。地域の環境管理って、当然ではないですか。予算、たしか入ってなかったように思うんですよ。

しかも今、保健福祉課とおっしゃいましたけれども、例えば建設環境課なのか、農水なのか、そこは直接事業をやられておりますから、一定の機械だとかなんかということも当然あると思いますけれども、職員のボランティアみたいなお話が今ちょっと、28年度中もありましたけれども、そういうことでいいんでしょうかね。あなた方の給料って、時間幾らなんですか。そういうことで管理できるんですか。それだったらきちんと説明してくださいよ、決算なんだから。

我々議員のせいじゃないんですよ、今日ずっと審議が遅れているのは。説明責任じゃありませんか。議会への説明というのは住民への説明ですよ。なぜできないんですか、決算が。監査もきちんと終えているじゃありませんか。きちんと、それだったら仕事出したらいいんじゃないですか、その分は。職員が片手間にやる仕事ですか、しかも保健福祉課。毎日高齢者の方で、今日もお見えになっていましたよ、いろいろ相談業務に。相談業務、10分、20分じゃ終わらないじゃないですか。逆に言うと、非常にいつも丁寧にやっていただいていることだと思いますよ。保健師なども、外へ出てから帰ってくるでしょう。併任じゃありませんか、分掌が。違いますか、これ。分掌併任になっていませんか、28年度。帰ってきたって事務が残っているんですよ、若干。

今日、細かく午前中にも給与、それから期末手当、それから残業、細かい質疑があったとおりにありませんか。法定事務が終わっていないということでしょう。違うんですか。そのことがこの決算に示されているということが今日、午前中に明らかになったわけじゃありませんか。違うんですか。それだったら、きちんと丁寧にわかるような説明をしていただければいい

じゃないですか。全くできていないじゃないですか。

もう5時になりますよ。私たちの責務は5時までです、法定で。まだもう一つ議案があるじゃないですか、それから議会、これは私たちの立場ですけれども。難しい質問していますか。聞いていましたけれども、全部28年度の予算執行、決算を終えて、監査も終えたものじゃありませんか。どういうことですか、町長、これは。

◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 何でこんな体たらくなんですか。今日、延長したって同じですよ、終わりにしてください。冗談じゃないですよ。勝手に延長されても困るよ。質問事項じゃなくて、あなた方たちが出した決算ですよ。食っちゃったものを何だと聞いているだけですよ。うまかったか、まずかったか、どうやって食ったかと。こんなもの延長したって、しょうがないじゃないですか。もう一度、再度勉強し直してからやってください。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時52分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時58分）

○議長（大地達夫君） 改めて、議事の都合により会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

ここで暫時休憩します。

（午後 4時59分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時37分）

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程として議題としたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期の延長の件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

◎会期の延長の件

○議長（大地達夫君） 追加日程、会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事の都合により今定例会の日程を、ただいま配付した日程により9月27日まで、8日間延長したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期を9月21日から9月27日までの8日間延長することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上をもちまして本日の会議は日程を全て終了いたしました。

27日は10時から会議を開きますので、ご参集願ひます。

本日はこれにて散会いたしますが、議員各位には慎重審議、また議事運営につきましてご協力いただき厚く御礼申し上げます。

これにて終了いたします。

お疲れさまでございました。

（午後 5時40分）